

平成28年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

平成28年12月6日

午前9時 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	黒崎益範	係長	大塚美季
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	植村俊彦
総務課長	加藤恵三	総務課参事	谷口智子
まちづくり政策課長	安藤容子	財政課長	福居哲也
税務課長	本庄徳光	健康福祉部長	面卷昭男
福祉子ども課長	中原潤	長寿福祉課長	西梶浩司
健康対策課長	北典子	生活環境部長	乾善亮
環境対策課長	栗本公生	住民課長	浦野歩実
都市建設部長	谷口裕司	建設農林課長	上田俊雄
都市整備課長	松岡洋右	下水道課長	寺田良信
上水道課長	井上貴至	会計管理者	藤川岳志
教委総務課長	安藤晴康	生涯学習課長	真弓啓

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

〔1〕 2番 小林議員

1. 学校における障害者スポーツ体験学習や障害者アスリート等の交流を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進について
 - (1) 東京オリンピック・パラリンピック開催で期待される効果として最も高い割合を占めているのは障害者への理解の向上であり、障害者スポーツの振興への期待が高まる中、どのような取り組みを行っていくのか。
2. ふれあいスポーツ交流会の今後の在り方について
 - (1) 参加者の減少により事業が縮小されているが、今後、体育協会や元気クラブ、スポーツ団体等と障害福祉関係者が、地域で連携・協働体制を構築し、障害の有無に関わらずスポーツの振興を一体的に図る必要性があるのではないか。
3. 子どもたちの安全確保について
 - (1) 騎馬戦における落下時の危険回避行動の練習をさせる義務について。
 - (2) 災害発生時の子どもの避難登校について。（災害時児童引取責任者制度）
 - (3) 通学路の安全対策について。
 - (4) 中央体育館を通り抜ける車に対する安全対策について。
4. 子育て支援・ママ支援となる託児スペースを併設した企業誘致について
 - (1) ママのキャリア向上。子どもがいるため、働きたくても働けないママは斑鳩町にもおられる。働き手としてのママの存在は工夫次第で大きく活躍し、また家庭に余裕をもたらし、そして町をより活性化していくことに繋がるのではないか。

〔2〕 4番 小村議員

1. 県の「問題行動調査」「いじめアンケート調査」の結果について
 - (1) 県教育委員会が平成27年度「問題行動調査」の結果を発表したが斑鳩町との比較・対応について問う。
2. 今後の教育環境の整備の優先順位について
 - (1) 教育環境の整備の優先順位を問う。

3. ゼロ・ウェイストのまちづくりについて

- (1) 当町におけるごみ・資源物の分別について。
- (2) 他市町とのごみ処理経費の比較。
- (3) ゼロ・ウェイストに取り組む、効果・意義について。

〔3〕 13番 奥村議員

1. 通学路の安全の確保について

- (1) 教育委員会としての通学路の安全確保に対する認識と取り組みについて伺う。
- (2) 通学路のカラー舗装や整備など安全対策や計画について伺う。

2. 胃がん予防へ、中学3年生にピロリ菌検査と除菌の実施について

- (1) 斑鳩町の胃がん死亡状況と、がん検診推進の取り組みについて伺う。
- (2) 胃がん予防へ、中学3年生にピロリ菌検査と除菌を導入することに関しての見解を伺う。

3. 食品ロス削減推進について

- (1) 食品ロス削減・推進にむけ、町の認識と取り組みについて伺う。
- (2) 食品ロス削減にむけての今後の展望・展開について伺う。
- (3) 学校での食品ロス削減の取り組みについて伺う。

4. 2025年問題について

- (1) 当町の2025年問題についての認識について伺う。
- (2) 地域包括ケアシステムの構築についてどのように推進されていくのか伺う。

〔4〕 11番 濱議員

1. いじめ防止対策について

- (1) 具体的な取り組みについて。
- (2) 早期発見のための体制について。

2. 要保護児童生徒就学援助の新入学準備金について

- (1) 入学前補助を実現する取り組みについて。

3. 原付オリジナルナンバープレートについて

- (1) 斑鳩町のイメージデザインプレート実施について。

〔5〕 12番 木澤議員

1. 用途地域の見直しについて

- (1) 当町の用途地域の現状と高さ規制の考え方について。
- (2) 町の景観保護のため、用途地域を見直していく必要があると考えるが、町の見解は。

2. 空き家対策について

- (1) 特定空き家の現状と町の対応について。
- (2) 建物の撤去等に係る費用の助成制度について。
- (3) 斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略の具体的な取り組みについて。

3. 公園・広場の整備について

- (1) 公園・広場整備に対する町の考え方について。
- (2) 下司田池の広場としての活用について。

4. 高齢者の健康対策について

- (1) 生き生きプラザへの移動式鏡の設置について。

[6] 5番 伴議員

1. いのししへの対策について

- (1) 斑鳩町内で住宅地等にいていのししが発見されているが、町が把握している情報を伺う。
- (2) 町からのメールでは、いのししと遭遇した場合の対処が記載されていたが、子どもや高齢者の場合でも大丈夫なのか。
- (3) 町においての対策を伺う。

2. 空き家対策について

- (1) 危険な状態になるなどした「特定空き家」について自治体が指導・助言・勧告・代執行できる空き家対策特措法が2015年5月に全面施行されたが、町としての対策はどのようになっているのか。
- (2) 相続放棄などでほったらかしの物件の除去を町が代執行すれば本来所有者が負担するものを納税者が負担することになり問題が出るので、例えば固定資産税等に除去費相当分を少しずつ上乗せすることで除去費用を事前徴収し、危険になった自分の家を自分で除去すれば事前に収めた費用を還付される仕組みが検討できないか。

[7] 6番 平川議員

1. 介護保険制度改正について

- (1) 新総合事業の考え方と移行時期、理由。
 - (2) 多様なサービスの受け皿となる社会資源の現状。
 - (3) 多様なサービスの担い手づくり。
 - (4) 生活支援コーディネーターの考え方。
2. 難病指定患者に対する支援
- (1) 障害者総合支援法の中の難病患者の位置づけ（国の方針の確認）
 - (2) 難病患者の障害者福祉サービスの利用状況。
 - (3) 本町の難病指定患者の数、内、手帳取得者。
 - (4) 本町が独自に実施している障害者に対する制度について、手帳を取得していない難病患者に拡大することはできないか。
 - (5) コミュニティバスの利用について。
 - (6) 難病患者に対して、利用できるサービスの説明資料の作成について。
-

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。

あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに、2番、小林議員の一般質問をお受けいたします。

2番、小林議員。

○2番(小林誠君) それでは、通告書の順序に基づきまして、一般質問を行います。

質問事項の1点目、2点目につきましては、ことし、東京オリンピック、パラリンピックの開催が2020年に決まり、日本国民の強い関心がある中で、私は、特に2020年パラリンピックというゴール、目標に向かい、本当の意味での障害者理解、心のバリアフリーを確立するチャンスであると考え、その文化を斑鳩でもっと育てていきたいとの思いから質問をさせていただきます。

まず、1点目、教育委員会にお尋ねするのは、学校における障害者スポーツ体験学習や障害者アスリート等の交流を通じた障害者理解への推進についてであります。障害のある子どもとない子どもが障害スポーツの楽しさとともに味わい、障害者の理解の推進や交流及び共同学習の充実を図り、子どもたちの社会性や豊かな人間性を育み、多様性を尊重する共生社会の実現を目指すためにも有効な手段ではないのかなどの思いからでございます。内閣府、東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査の中の項目、東京オリンピック、パラリンピックの開催で期待される効果として、最も高い割合を占めているのは、障害者への理解の向上であります。

このように、パラリンピックに期待が高まる中、教育現場としてはどのような取り組みを行っていくのか、お伺いいたします。

○議長(中西和夫君) 清水教育長。

○教育長(清水建也君) ただいま質問者もご紹介をいただきましたが、内閣府が平成27年、去年の6月に全国で3,000人を対象に実施をいたしました東京オリンピック・パラリンピック競技大会に対する世論調査がございます。今、ご紹介もありましたように、その調査項目のうち、開催効果等に関する意識調査におきまして、障害者への理解の向上が44.4%、障害者スポーツを含むスポーツの振興が39.2%、そのほかにも、交通インフラの利便性向上等々ございますが、幅広い分野で東京オリンピッ

ク・パラリンピックの効果が期待されているところでございます。

本町におきましても、当然ながら、世論調査の結果でありますことから、これらの結果は、今後の施策を推進する上で参考にしていく必要が当然あるだろうというふうに考えております。

さて、ご質問の学校におきます障害アスリート等と交流を行い、障害者理解を推進していくことについてでございますが、これまでも、本町の小学校、中学校では、さまざまな取り組みが行われております。例えば、斑鳩西小学校では、虹の家の秋祭りに参加し、障害をお持ちの方とゲームなどで交流を行ったり、斑鳩東小学校では、音楽会に虹の家、あゆみの家の方々を招待し、ハンドベルの演奏等で交流を行っております。また、昨日でございます、5日の月曜日には、斑鳩南中学校で車椅子ダンスの公演を開催いたしまして、生徒が車椅子ダンスを体験したり、障害のある人もない人もともに活躍できるといった内容の体験談を聞くなどして、障害をお持ちの方と直接触れ合うことで、心の中にあるバリアを考えるきっかけとし、障害者理解の向上に努めているところでございます。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 障害者スポーツについての質問でございましたが、これからもですね、あゆみの家や虹の家とのですね、交流を深めていただきたいと思います。また、とし初めて、障害者スポーツとも言えるかもしれませんが、車椅子ダンスとの公演交流を図ったとのことでありますので、これからもですね、もっともっといろいろな施策を展開していただくように、お願いをいたします。

もう一度申しあげますと、パラリンピック開催で期待される効果、最も高い44.4%は、インフラの利便性の向上や地域の活性、経済波及効果や雇用の創出よりも、障害者の理解の向上であります。パラリンピック、障害の有無にかかわらず全ての人が笑顔になれる祭典、パラリンピックに向けて、障害者スポーツのさらなる啓発を早くから純粋無垢な子どもたちにしていただきますように、よろしく願いいたします。

では、2点目、ふれあいスポーツ交流会、今後の事業のあり方についてでございます。社会福祉協議会のふれあいスポーツ交流会事業が、地域住民やお手伝いくださるボランティア団体との障害者や障害児スポーツを通じた交流を行うことにより、障害者への理解の促進及び共生社会の実現に寄与してきた事業の1つだと考えております。

そんな中、この10年間の活動を見ていると、参加者の減少による事業の開催数が年々減っていることを私は心配しております。

2020年、パラリンピック・オリンピック東京大会に向けて、スポーツ関係者と障害福祉関係者が地域で連携・協働体制を構築し、障害の有無にかかわらず、スポーツの振興を一体的に図る必要性があるのではないのでしょうか。

平成28年度の障害者白書では、身体、知的、精神障害者の合計が860万人、単純計算ですので、国民の15人に1人の割合で何らかの障害を持っていることに、もちろん重複している人もおられますし、精神障害者の人数については医療機関の調査であり、正確ではないかもしれませんが、皆様方の近くにもおられるのではないのでしょうか。そんな身近な人たちへの理解はもちろんのこと、障害者スポーツへの理解を、もっと国民的な理解を得る努力を、支援を、私たち関係者はしていかなければいけないのではないのでしょうか。

以上の趣旨から、理事者の考えをお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） ご質問のふれあいスポーツ交流会は、斑鳩町社会福祉協議会が主催し、障害のある方と健常者が、スポーツ等を通して、一緒に楽しみながらお互いの理解を深めることとあわせ、交流できる場づくりを目的として実施されています。

この事業は、質問者もおっしゃるように、参加者が年々減少傾向にあります。そこで町内公共施設等へのポスター掲示、チラシ配布、過去の参加者への個別案内、障害者施設に参加を呼びかけるなどして参加者を募っておられますが、参加者が集まりにくくなっている現状と聞いております。

今後の実施につきましては、町や障害福祉団体等と連携し、また、町内のスポーツに関する団体とは、現在、ほとんど連携することがない状況にあることから、これら団体等にもご協力をいただきながら、障害のある方を初め、お年寄りなどが気軽に、安全に参加できる内容を企画・実施して事業の充実を目指してまいりたいと考えています。

本町といたしましても、スポーツ等を通じた交流を行うことにより、障害のある方への理解も促進され、共生社会の実現にも寄与することから、その実施に向けて支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 大変前向きな、ありがたいご答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

ところで、理事者の皆様方、パラリンピックの陰に隠れて忘れ去られてしまいそうな大会、知られざるオリンピックと称されることが多いオリンピックとは何か、ご存じで

しょうか。パラリンピックに全ての障害者が参加できるわけではございません。聴覚障害者はパラリンピックに出場することができず、聴覚障害者のためのデフリンピックが開催されております。知的発達障害者もパラリンピックの競技の一部に参加が認められているだけで、パラリンピックとは別に、スペシャルオリンピックスが開催されています。

古いデータしか見つけることができませんでしたが、10年前の内閣府が行った調査において、パラリンピックの周知度94%に対しまして、デフリンピックという言葉は2.8%、スペシャルオリンピックスは12%の方々しか理解されておらず、まだまだ一般的とは言いがたい状況でございます。ぜひ、パラリンピック、デフリンピック、スペシャルオリンピックスも啓発活動を推進していただき、より一層の障害者理解への促進を図る施策をよろしく願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、子どもたちの安全確保についてということで通告させていただきました。ことし、各地の小中学校で開催されました運動会は、これまでと随分状況が違いました。ピラミッドやタワー、組立体操を中心に、体育的行事に対する社会的批判の高まりによるものではなかったのでしょうか。来年度から、東京都は、高校生の授業でのプールの飛び込みを原則禁止とすることが決まりました。文科省で言う万全の安全対策とはどこまでのことを言うのか、何を意味するのか、難しい社会になってまいりました。これから学校の先生方は、コンプライアンスの時代に教鞭をとられます。言い方を変えれば、学校の先生方が訴えられる時代になっていくのだなと思っております。子どもたちの身体の安全確保のためにはもちろんですが、若い先生方のためにも、学校で起きた訴訟問題を、いろいろな判決問題を知識として知っておく必要があるのではないのでしょうか。

今回は、騎馬戦の訴訟問題を取り上げて確認をさせていただきます。恐らく判決の指摘は、これまで学校側が当たり前にやってきた指導を再確認しているにすぎないかもしれませんが、どのように指導されているのか、また、次の災害発生時の子どもの避難登校についても、あわせてお答えください。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） まず、運動会、体育大会の騎馬戦等に関する答弁をさせていただきますが、本年度、平成28年度におきましては、町立の小学校、中学校のうち、小学校の3校では運動会の競技として騎馬戦を行っておりますが、中学校では行っておりません。

先ほど若干紹介ございました裁判の事例でございますが、若干触れさせていただきます

すが、平成15年に、福岡県の、これは高等学校の体育祭でございますが、この体育祭で騎馬戦の騎手であった男子生徒が転落をし、首を骨折したことにより、重度の後遺障害を負ったことに対する損害賠償請求訴訟が福岡地裁で開かれまして、平成27年に、安全配慮義務違反があったことを認めたものでございます。その義務と申しますのが、1つとして、騎馬戦の危険性を周知し、安全を確保する義務、2つとして、十分な事前練習、落下時の危険回避行動の練習をさせる義務、3つとして、審判員に危険防止措置をとって生徒の負傷を防止できるよう指導、訓練する義務、4つとして、審判員を危険防止措置がとれるよう配置する義務の4つでございます。

高等学校の生徒が行う騎馬戦と小学校の児童が行う騎馬戦とでは競技のレベルが異なるということも考えられますが、本町の各小学校では、取り組みといたしまして、騎馬戦の練習時の全体指導でありますとか、学級指導等の際に、例えば騎馬同士がぶつかることがないように、また、騎馬戦では小学校では帽子をとるのが1つの得点でございますが、帽子をとられたら速やかにその騎馬を崩すことでありますとか、手で帽子を押さえながら防御しないことなど、競技についての注意事項の説明を行うとともに、予行演習等での実戦形式の練習を行い、また、競技中には複数の教員を配置するなど、安全には十分の上にも十分を重ねながら配慮して、競技を行っているところでございます。

しかしながら、裁判事例につきましては、その時々状況によって、しかるべくとるべき対応を教示しているという面もございますことから、逐一確認を行い、改善すべき点は改善をしていく必要があるというふうに考えております。

続きまして、災害発生時の子どもの避難登校につきましてのご質問への答弁でございます。

まず、この件につきましても、裁判の判決事例がございまして、若干説明をさせていただきますと、東日本大震災におきまして津波の被害を受けた宮城県の小学校で、当時、当該小学校の職員が1人の女子児童を引き取り責任者である保護者ではない者、これは同級生の母親だったそうでございますが、その同級生の母親に引き渡して、結果、死亡させたことに対する損害賠償請求訴訟でございまして、仙台地裁におきましては、ことし3月、安全を確保せず保護者以外に引き渡し、帰宅させた注意義務違反があると認めたものでございます。

本町の学校におけます災害時の児童生徒の引き渡しについてであります。例えば斑鳩小学校では、緊急時の児童対応調査票を作成をいたしまして、児童の引取責任者を指定しておりまして、災害発生時の児童を引き渡すときには、その調査表に記載の引取責

任者であることを再度確認した上で引き渡すこととしております。また、他の学校におきましては、通常把握しております緊急連絡先を用いまして、直接保護者に引き渡すようにしております。また、災害の状況にもよりますが、PTAの地区委員と連携をいたしまして保護者に引き渡しを行うことも想定をしているところでございます。

先ほども答弁をいたしましたでしたが、裁判事例につきましては、その時々状況にとるべき対応を教示しているという面がございますことから、このことにつきましても、逐一確認を行い、改善すべき点は改善していく必要があるというふうに考えてございます。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） ご答弁ありがとうございます。今、質問させていただきました騎馬戦だけではなく、さまざまな裁判事例、プールでの衝突事故や部活動での事故、落雷事故など、子どもたちが命を落とす事故が、毎年日本で起きております。我々関係者や管理者の方々は経験も豊富で大丈夫でしょうが、若い先生方への周知徹底をよろしく願いいたします。

また、南海トラフ地震もいつ起こるかわかりません。子どもたちの下校後や日曜日には、原則として保護者の監督下にあるはずではございますが、何らかの理由で子どもたちだけで避難登校してきた場合などにも、安全確保をよろしく願いをいたします。

次にですね、通学路の安全確保についてでございます。後に同僚議員も同じような趣旨で質問されると思いますので、私への答弁は簡潔で構いませんので、よろしく願いをいたします。

通学路における交通安全の確保については、平成24年4月に起きた亀岡市通学路での交通事故後、全国で実施された緊急合同点検以降も、平成25年12月6日の3省庁通知に基づき継続的に取り組みが行われているところではございますが、平成28年10月28日に、神奈川県横浜市におきまして、登校中の児童の列に車両が突入し、1人が死亡、6名が重軽傷を負う事故が発生したほか、同年11月2日には、千葉県八街市において、同様の事故により4名の子どもたちの重軽傷を負う事故が発生するなどしております。

通学路の交通安全の確保に万全を期す必要から、先日、11月28日に文科省が通学路の交通安全の確保の徹底を求める通知を出されました。

このような経緯や、また、学校現場の先生方が児童生徒に対して、みずからの交通ルールの順守はもちろんのこと、周囲の状況に注意して通行する必要があることを指導されたり、校区の危険箇所における注意すべきポイントにおきましては、保護者や学校

ボランティア等が共通理解を図り、効果的な見守り活動が実際されている等、各学校におきまして一層の交通安全確保の取り組みをですね、推進していることを理解した上で質問させていただきます。

それでもですね、私は、近隣の市町村に行かせていただきますと、近隣の市町村に比べまして、通学路の安全確保が進んでいないという実感がございます。すぐに改善するには難しい箇所も確かにあるでしょう。しかし、今すぐにやれることもまだあると思います。

そこで、斑鳩町として、通学路の安全確保に向けての考え方は、今後の答弁と重複いたしますので結構ですが、もっと通学路にですね、先進的な事例、例えばグリーンベルトを設置していただくようなこともですね、要望させていただきますが、理事者の考えはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 現在、通学路の安全対策につきましては、通学路安全点検を実施した中で危険箇所と判断した箇所につきまして、教育委員会とも協議し、状況に応じた対策に取り組んでいるところでございます。

そうした中で、昨今の交通安全対策におきます新たな対策事例といたしまして、通学路であることをドライバーに視覚的に認識させる路肩のカラー舗装や、車の速度を抑制させるハンプ、いわゆる路面の段差やクランク、狭窄の設置など、多様な方策が研究されているところでございます。

本町といたしましても、先進事例を参考にいたしまして、状況に応じた対策を検討し、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） ご答弁ありがとうございます。先進地事例を参考にですね、状況に応じた対策を検討していただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、中央体育館を通り抜ける車に対する交通安全対策についてであります。いかるがバイパスにより、中央体育館敷地内を通り抜ける車がますますふえ続けている中、中央体育館やテニスコート、その横の広場や放課後の学校開放でグラウンドに遊びに来た子ども、体育館に練習に来ている子どもがひやっとする場面を見かけることがあります。

いずれ、子どもだけでなく、体育館等をご利用されている高齢者の皆さんも事故に巻き込まれるのではないかと危惧していることから、早急に何らかの対策、例えば車がス

ピードを落とさずにはいられなくなるような対策等をですね、とる必要があると考えておりますが、理事者の見解はいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 中央体育館の通路につきましては、あくまでも敷地でございますことから、本来は通り抜けに利用されることを認めているわけではございません。しかし、現状といたしましては、国道25号へアクセスしやすいことから、通り抜けが横行しているという状況でございます。

そうした中で、子どもたちを初め、中央体育館やテニスコートの利用者の安全を確保するためには、通り抜けの禁止をアピールする一方で、通過する車両のスピードを抑制させることが重要ではないかというふうに考えておりました、一例といたしましては、その看板を設置をいたしましたり、立体に見える路面表示によりましてスピードを抑制するといった視覚的に危険を促すようなものもございます。

今後、より効果的な方法について検討いたしまして、安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） ぜひですね、車の速度を抑制させるハンプ、車道の段差などもですね、検討していただきたいと思います。

この2年で、体育館敷地前ですね、状況がですね、すごくがらっと変わりました。すごく子どもたちがですね、ふえましたのでですね、担当課の生涯学習課はご存じだと思いますので、ぜひ早急に検討していただきますように、よろしくお願いを申しあげます。

では、最後の質問です。子育て支援・ママ支援となる託児スペースを併設いたしました企業誘致についてというふうに通告をさせていただいております。

まずですね、町が考えておられる（仮称）創業支援センターについて、お尋ねをさせていただきます。2年後の開設に向けて調査研究をされるとのことですので、今のうちに質問をさせていただきます。

斑鳩町では、以前、町制度融資として利子補給の取り組みをしてこられ、今は、斑鳩町創業支援事業計画により町にワンストップ相談窓口を設置され、総括的な立場として、商工会、町内金融機関、奈良県信用保証協会などと緊密な連携を図り、適切な支援機関を紹介する取り組みを行っております。

私はですね、今のこの時点で、新たな（仮称）創業支援センターをつくる必要性や費

用対効果がですね、正直、理解できておりませんでした。また、（仮称）創業支援センターの一部にテレワーク機能の併設も考えておられたと思いますが、単に個人レベルのテレワーク環境を整備するだけでは、他の事例を勉強させていただくと、どうやら失敗に終わる事例が多いように見受けられます。

全国での実証実験の2年目の今、テレワークセンターについても課題が明らかになっているが、斑鳩町としては、テレワークセンターの課題をどのように調査研究されているのか、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） テレワークセンターでございますけれども、場所や時間にとられない柔軟な働き方が可能な働く場を創出するとともに、雇用を掘り起こし、若い世代の転出を抑制して、現役世代をその市町村内にとどめる目的で全国的に設置が進められている状況でございます。

確かに、近隣におきましても既に設置している市町村がございまして、その状況を調査する中では、事業周知に大変努力されているにもかかわらず、利用者が少なく、単独の施設の場合、維持管理や人件費に費用がかさんでいる側面もあるとお聞きしております。

この要因といたしまして、テレワークの利用につきましては、利用したい人の働いている企業がテレワーク制度を取り入れていることが前提となり、一部の大企業やIT企業で働く人しか利用できないこと、また、本町を含む奈良県北西部では交通の便もよく、大阪からの通勤圏内であるため、テレワークという手段をとる必要がない人が多いということも考えられます。

先ほど質問者もおっしゃいましたように、本町におきましても、創業支援センターにこのテレワーク機能を併設することを検討いたしているところでございますけれども、質問者のご意見も念頭に入れまして、今後とも近隣市町村の利用状況などを注視し、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） アベノミクスでは女性の活用を提言されておりますが、多数の女性がですね、建設業や搬送トラックの運転を簡単にできるわけではなく、また、女性はそのような作業をやりたがりません。何が一番したいのかといいますと、キャリアアップにつながります事務職だそうです。

また、156万人、これが何の数字だかおわかりですか。これはですね、働きたいの

に働いていない主婦の数です。ママのキャリアの向上、子どもがいるために働きたくても働けないママは、斑鳩町にもおられます。働き手としてのママの存在は、工夫次第で大きく活躍し、また、家庭に余裕をもたらし、そして町をより活性化していくことにつながるのではないのでしょうか。

子育て支援、ママ支援となる託児スペースを併設した企業誘致について、厚労省が推奨しております託児スペースを併設されたサテライトオフィスの誘致についてはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 子育て支援、それから働くお母さん方の支援となります託児スペースを併設した企業誘致についてのご質問でございます。これを県内で実施しております自治体におきましては、空き店舗、スペースを改装し、同一の敷地内に託児スペースとワーキングスペース、あるいは親子カフェなどを設置した、地域の母親向けの労働拠点として整備されているところでございます。この拠点の構築や運営は、東京の企業に委託されており、地方で働きたい母親を雇用いたしまして、都市部の仕事を地方で受託するという仕組みになっていると聞いております。

この拠点におきまして、母親は、同じ施設内に子どもを預けながら、コールセンター業務や入力業務、コンピューターへの入力業務などに従事でき、子どもを持つ母親の仕事の創出につながっているというふうに聞いております。

このような託児スペースを併設した企業誘致については、実施場所の確保などさまざまな課題があると考えておりますけれども、今後、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） ありがとうございます。ちょっとさらに補足いたしますとですね、ママスクエアではですね、自分のライフスタイルにママさんがあわせて出社し、自分の子どもの顔が見える横の部屋で働き、約1,000円前後の時給をいただいております。

子どもたちの託児スペースで働いておられる保育士の業務はですね、子どもの見守りだけであり、トイレやお弁当、授乳、書類作成などの保育所のような仕事をする必要が全くなく、自分の子どもも見守りながらお給料がいただけるために、保育士の確保が容易であるとお聞きしております。

また、このように恵まれた働くママの待遇であってもですね、ママスクエアはですね、2年目以降、行政からの補助金をもらわずに自主自立運営ができるそうです。

理事者の皆さんも、この事業についてはですね、なかなか理解できにくいかもしれません。私もですね、古いというか、昔の発想でいきますと、1回ではなかなか理解できませんでしたし、信用できませんが、詳細につきましてはですね、お渡しした資料をごらんいただきたいと思います。

理事者の皆様、もう1回言いますとですね、時代が変わり、企業誘致の仕方も変わってまいりました。ぜひ斑鳩のママを応援するプロジェクトとしてですね、検討してみたいかがでしょうか。

この企業にですね、ママスクエアに仕事を委託する企業にとっても、悪い話ではございません。その理由はですね、1つとしてはですね、ママの経験をもとにした提案によりパフォーマンスの向上や、2つとして、自社雇用や人材派遣利用よりもコストの低減化が図れる、また、企業や地元のママに仕事をつくり出す、連携による社会的意義のある取り組みへの参画により、地元企業が参画により、ママとの共同企画の立ち上げなどによるプレスリリースによりネームバリューが向上するCSR観点での広報力の強化という3つの利点が生まれてくるからです。また、それらの利点がですね、若いママや若い世代に斑鳩に住む安心感にも変わります。

斑鳩町にとっても、企業や家庭の増収からの税収増加や新たな企業誘致にもつながると考えておりますので、ぜひ調査研究していただきますようお願いを申しあげまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、2番、小林議員の一般質問は終わりました。

続いて、4番、小村議員の一般質問をお受けいたします。

4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

まず、10月27日に、平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査、この結果を県教育委員会が公表いたしました。今回、数字に大きな変化がありました。県教育委員会に問い合わせ等をし、この数字を分析させてもらってはいますけれども、町として今回の数字をどう捉えているのかをお聞きしたいと思って、ご質問いたします。

平成27年度問題行動調査、これに対しまして、斑鳩町の数字はどうなっているのでしょうか。全国、奈良県と比較してお答えください。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○清水教育長 ただいまご紹介がございました、奈良県教育委員会が発表いたしました平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果がございます。これにつきましては、問題行動発生件数の国、県及び本町の比較について、説明をさせていただきます。

まず、暴力行為でございますが、1,000人当たりの発生件数でございます。まず、小学校で、全国が2.6件、奈良県が1.3件、本町は0.6件となっております。次に、中学校におきましても、全国が10件、奈良県が5.4件、本町は0件となっております。小中学校ともに、本町は、国、県より低い値となっております。

続きまして、いじめでございます。これも1,000人当たりの認知件数で言いますと、まず、小学校では、全国が23.3件、奈良県が39.7件、本町は34.6件となっております。奈良県より低い値となっておりますが、全国よりは高くなっております。次に、中学校におきましては、全国が17.8件、奈良県が37.2件、本町は51.7件となっております。本町は、国、県よりも高い値となっております。

なお、このいじめにつきましては、平成27年度奈良県統一様式によるアンケートで学校がいじめと認知した件数に加えまして、学校がいじめではないと確認はしたものの継続的な見守りが必要な件数も含めて計上することになりましたことから、奈良県、そして本町ともに全国より高い値となっております。なお、このうち、本町におけるいじめと認知したケースにつきましては、全て解消している状況でございます。

続きまして、不登校でございます。年間30日以上の不登校の発生率で申しますと、まず、小学校では、全国が0.43%、奈良県が0.5%、本町は0.06%となっております。中学校では、全国が2.95%、奈良県が3.19%、本町は2.73%となっております。小学校、中学校いずれにおきましても、本町は、国、県より低い値となっている状況でございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 平成27年度の奈良県統一様式によるアンケート調査と変わったと。学校がいじめではないと確認したが継続的な見守りが必要な件数、これを含めて計上することになったことから、それもいじめとして計上するというふうになったことから数値が高くなっているということですが、この暴力行為、いじめ、不登校につきまして、近年の数字と比較してお答えください。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 近年の数字ということで、比較ということでございます。本町

の問題行動等についての比較ということでご理解をさせていただきますが、平成27年度を含めました3か年で比較いたしますと、まず、暴力行為でございますが、1,000人当たりの発生件数では、まず、小学校で、平成25年度は1.3件、平成26年度は0件、そして、平成27年度が0.6件となっております。次に、中学校では、平成25年度は2.7件、平成26年度は8.2件、そして、平成27年度が0件となっております。

続きまして、いじめでございます。1,000人当たりの認知件数でございますが、まず、小学校では、平成25年度が12.4件、平成26年度が12.2件、そして、平成27年度が34.6件となっております。次に、中学校では、平成25年度が24.7件、平成26年度は30.1件、そして、平成27年度が51.7件となっております。

続きまして、不登校でございます。年間30日以上の不登校の発生率で申しあげますが、まず、小学校におきましては、平成25年度は0.13%、平成26年度は0.19%、そして、平成27年度が0.06%となっております。次に、中学校でございますが、平成25年度は2.61%、平成26年度は3.69%、そして、平成27年度が2.73%となっております。

なお、先ほども申しあげておりますが、いじめにつきましては、平成27年度の奈良県統一様式におきますアンケート調査によって先ほども申しておりましたが、学校がいじめではないと確認をしたものの継続的な見守りが必要な件数も含めて計上することになったことから、27年度の値は、前年度と比べまして高い値となっております。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 数字について、初め、私も見たとき、昨年との違いにびっくりしたところであるんですけども、いじめの件数、小学校で、奈良県が39.7件に対して斑鳩町は34.6件、中学校では、奈良県37.2件に対し、51.7件と。奈良県の統一のアンケートで奈良県の指針でされている中でも、やはり斑鳩町、この中学校は51.7と高い数字になっている。これ、非常に大きな数字になっているんですけど、私、これを問題だというわけではなく、むしろこれをしっかりと申告する状況が、環境があるのだなということに対しては、私自身、そこに対しては安心しているところでございます。

この点におきましても、今回の県教育委員会のアンケート統一化、または緩和と言っ

ていいんでしょうか、この姿勢については評価できるものであると思っているところなんですけど、今までこの数字になっていなかったものも含めまして、数字として、アンケートの統一化等によって上がってきている。これに対する対処、これはやはり大津市の事件以後、法律も明文化されており、少し状況が変わってきていると思うのですが、この点、こうした問題行動について、いじめの問題等について、学校としてどのように対応されているのか、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） ただいま、先ほど申しあげました問題行動についての学校の対応についてのご質問でございます。

まず、いじめにつきましては、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的といたしておりましたいじめ防止対策推進法に基づきまして対応を行うとともに、不登校等の問題行動につきましても、早期発見、早期対応に努めるとともに、問題行動の解消に向けまして、学校、家庭、教育委員会が互いに連携をいたしまして、個々の児童生徒の状況を考慮しながら支援を行っていくことが重要であるというように考えてございます。

まず、いじめの防止でございますが、学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培いまして、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえまして、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図っているところでございます。また、保護者や地域住民等との連携を図りつつ、その防止にも努めているところであります。

次に、学校がアンケート調査等でいじめを把握した場合でございますが、まずは校長の指示のもと、担任、生徒指導担当教員等が当該いじめにかかわる児童生徒双方から丁寧に事情を聞き取るようにしております。その後、いじめを起こした児童生徒には、相手の気持ちを十分に理解させ、再びそうした行動を起こすことがないように指導するとともに、いじめを受けた児童生徒には、担任や養護教諭のほか、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が、心のケアに配慮をしながら、これまでどおり学校生活を送ることができるように支援を行っております。

また、不登校につきましては、その原因が学校での友人関係に起因するものや、児童生徒自身に起因するものなど、その対応はさまざまありますが、いじめの対応と同様に、スクールカウンセラー等の専門家のアドバイスも受けながら、担任や生徒指導担当教員等が定期的に家庭訪問を行いまして、その解消に努めているところであります。

また、暴力行為につきましては、本町においてほとんど発生はしておりませんが、必要に応じて、警察OBであります奈良県警察のスクールサポーターと連携をいたしまして、学校全体でその解決に努めるようにしております。

さらに、複雑化多様化する児童生徒の問題行動にきめ細かく対応するため、昨年度から、小学校、中学校の生徒指導担当教員と教育委員会の指導主事等で構成をいたします斑鳩町生徒指導連絡協議会を立ち上げまして、課題を共有するとともに、小学校から中学校にかけて継続した生徒指導等を行うことができるように努めております。また、教職員それぞれが情報を共有し、共通した認識のもとで児童生徒に支援ができますよう、生徒指導記録シートを作成するなど、教育委員会におきましても、教職員が問題行動等の生徒指導を適切に行うことができるように支援をしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 丁寧な答弁、ありがとうございます。斑鳩町の教職員さんの対応のよさが、このいじめとして認知したケースについて全て解消していると先ほどご答弁にあったんですけれども、その結果にもあらわれているんだと思います。ただし、まだ内在しているものもあるかもしれませんので、今後も取り組みを続けていただけたらなと思います。

奈良県教育委員会が公表している事例から学ぶいじめ対応集、これも非常に細かく設定されておりまして、いろいろな事例がございます。これも改めて教職員の皆さんにも読んでいただきたいなと思っているところでございます。

私自身も教育に携わっているので、子どもと接していると、いじめに遭っている子にも出会います。全てとはいきませんが、何件か解決もしてきました。いずれにしても、なかなか、こうすれば解決するという、そのような方法、または、こうすればいじめを発見できるという方法はなかなかございません。

しかしですね、いずれのケースも、いじめを根絶するという意思、必ず被害者生徒を守るという意思、これは理屈ではなく、テクニックでもなく、生徒自身に伝えていく、これがやはり初期の対策なのかなというふうに思っております。

教員の目、教員のいじめの解決に対する情熱にかかってきているのかなというふうにも思っているところでございます。

その点、制度、いろいろな制度をご紹介いただきましたけども、それと加えまして、研修等、またお願いしたいなと思っているところです。

また、いじめ解消や発生につながる問題として、2年後に迫っております道徳教育、

これの教科化、この教員の養成、これに対しても考えていかなければいけない課題ですし、規範意識の問題、いじめが発生しやすい小学校3年生、中学校1年生のこの時期の問題ですとか、ご答弁にもありましたような中1ギャップの問題、これにどう取り組んでいくか、今後に対応をよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、今後の教育環境の整備の優先順位について、お尋ねいたします。斑鳩町では、計画的に校舎の耐震化を進めておられるところですがけれども、それ以外にも、照明設備LED化工事等、いろいろな教育環境の整備があると思うんですがけれども、そうしたハード面における優先順位はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 教育環境の整備に係る優先順位についての考え方でございます。

まず、本町では、平成15年度から平成25年度まで、計画的に学校施設の耐震化工事を進めてまいりましたが、平成25年11月25日に建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部が改正をされましたことに伴いまして、現在、斑鳩小学校及び斑鳩中学校の渡り廊下等の耐震化に取り組んでおります。本年度は、当該耐震化に係る設計業務を行い、平成29年度、30年度の2か年計画で耐震化工事に着手をする予定をしているところでございます。

また、平成26年度からは、環境に配慮した学校施設とすることから、学校施設の照明設備LED化にも取り組んでおります。

なお、学校は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習活動の場でありまして、また、災害時の避難場所にもなっておりますことから、安全の確保は急務であります。このため、今後につきましても、当面、計画的に学校施設の外壁でありますとか、内壁、内装材、窓ガラス等のいわゆる非構造部材の耐震化に着手していく必要があるというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 確かに、安心安全、また、防災の観点からも、耐震に関することが優先されること、平成29年、30年については大きなお金、2年合わせて、1億ぐらいですかね、かかることも理解しておりますが、それを完了した後に、エアコンの設置を検討していただきたいというふうに思っております。

以前、同僚議員が一般質問をしておりますが、そのときは、普通教室にエアコン設置することについては考えていないというご答弁だったと思います。今回は、少し違う視点から質問させていただきたいと思います。

私自身、保護者の方から、学校にエアコン設置を望む声を多数いただいております。教育委員会のほうにもエアコンの設置についての要望は届いていると思うんですけども、この声の大きさ、これは非常に重要だと思うんです。平成26年調査で、全国平均が32.8%、普通教室にも空調設備がついていますが、奈良県は6.1%しかついていない現状であります。奈良県は、エアコン設置については最低の基準である。その中で、県内でエアコン設置がされていない今だからこそ、教育に力を入れているアピールできるチャンスではないかなというふうにも思っております。

町教育委員会のエアコン設置の考え方を改めてお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、紹介もいただきましたが、これまでの一般質問におきましても答弁をさせていただいておりますが、近年の猛暑等を考えますと、夏季における学習環境を整備をする必要性は認識はしております。このために、平成22年度には全教室に扇風機を設置をしたところでございます。

ご質問の学校へのエアコン設置につきましては、設置には多額の費用が必要でございます。その後におきましても、電力使用や修繕等の維持管理費用も当然必要となっております。

先ほども答弁をさせていただいておりますが、現在、学校施設の渡り廊下等の耐震化及び照明設備のLED化に取り組んでいること、さらに今後は非構造部材の耐震化に取り組んでいく必要がございますことから、エアコンを設置することにつきましては今後の検討課題の1つというふうには考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今後の検討課題の1つだという答弁でしたので、以前より少し前向きにお答えいただいたのかなという認識はしているところなんですけれども、その中でやはり、答弁にありましたように、費用面は問題になってくるというふうに私は思っております。学校にエアコン設置する費用、これを再度お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 小中学校5校全ての普通教室にエアコンを設置することに係る費用でございますが、空調設備工事と電気設備工事を含めまして、約3億円が必要になるというふうに試算をしております。

また、この小中学校5校の電気代等の維持管理経費も試算をしたところでございますが、これにつきましては、エアコン稼働によりまして電力使用量の増加と基本料金の増加

に伴う費用も計上、試算をしたところ、年間約1,200万あまりの費用が増加するというふうに試算をしております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） こちらは以前と同じだと思んですけども、エアコン設置に係る費用は約3億円、電気代が年間1,250万円ぐらいですかね、ということですが、現在、リースの会社の中にはですね、エアコンの工事代を分散して、エアコンのリース代に少し上乘せするような形でされている会社が出てきております。また、設置して、そういう会社は、6年後に工事代、エアコン本体代を払い終わると所有権が移るような契約する会社が出てきております。そういうことを考えますと、エアコン設置に係る初期費用は、一気にかかるものではなく、平たくなってくるのかなというふうに思っております。

また、電気代にしても、全教室につけても、電力の自由化に伴って斑鳩町も、より、前の試算よりは安くなるのかなというふうに思っております。1,250万円以下になってくるのかなというふうに思っています。

また、いきなり全ての教室をつけなくても、大阪市のように、順次、受験がある中学校3年生の教室からつけていくということをすれば、不可能な数字ではないと私は思っているんですが、財源として、私はですね、平成28年8月から子ども医療費の助成について拡充されたことで、斑鳩町では、平成29年で1,440万円程度、奈良県の補助金がふえてまいります。例年より、当町単独でやっておった1,440万円の負担が減ると。その中で、町が今まで独自で子育て支援のためにほかの市町村に先んじてやってきたこと、これにやっとなら追いついてきたのかなというふうに思っているんですけども、この子どものために使われていたお金を、いま一度子どものために使っていただきたい。1,440万円あれば、今までご説明した関係で、順次エアコンを設置していきながら、1,440万円ありましたら、1,250万円の電気代等もいけるというふうに思いますので、その中でご検討いただきたいなというふうに思っております。

町長のほうも、私、中学生から聞いた話で正確ではないのですけれども、すごく喜んで、斑鳩中学校の吹奏楽部の子なんですけど、吹奏楽部はどうしても音楽室で多くの子どもが入って一緒に練習しないといけないと、あとは吹いたりってところがあるので、エアコン設置を検討するというようなことを、ちょっと中学生からのあれなので正確ではないんですけども、おっしゃったというふうな話もちょっと聞いております。

エアコン設置については、費用面、今、ご説明いただいたように、大きなものでもあ

るんですけれども、これ、やはり大きな施策となりますので、町長の判断も必要になってくるのかなと思うのですが、耐震など安全安心に必要なもの、これを終わった後、普通教室のエアコン設置について、町長はどう考えですか、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私はこの吹奏楽の関係等について、斑鳩中学、南中学、毎年必ず6月、7月、8月、行くんです。8月の、ことは3日、第58回の県吹奏楽コンクールが県の文化会館で行われました。来年は恐らく橿原の文化会館であると思います。必ず生徒と話をするんですけれども、もうあの7月、8月の暑さで、もう楽器はぬれていますし、もうとにかく吹こうとしてもなかなかできない。この現状を見たら、私はやっぱりできる限りこの吹奏楽されるにはエアコンを設置してやりたいと、もう心情というのか、気持ちですね。そういうことを踏まえながら、やっぱり昔は斑鳩中学校というのは、吹奏楽、金賞を必ずとっていたんです。今、斑鳩中学校も、南中学校も、銅賞でございますけれども、やっぱり練習をしながら、そして指揮者の先生が努力をしていくことによってそういうものが開かれていくと。だから、斑鳩中学校、あるいは南中学校は小クラスの編成が、この28年度は初めて大演奏会ということで、斑鳩中学校、南中学校はこの8月3日1時10分、あるいは斑鳩中学は4時40分に演奏をやっています。結果的には銅賞で終わっていますけれども、そういう気持ちを考えてみますと、やっぱりあの部屋をエアコンでもということ、教育長に、来年度、そういう予算をどうか組み立てるようにですね、指示はしているんですけれども、できるだけそういうことをしていく。

そして、先ほどから教育長がおっしゃっているように、今現在はLEDの問題も、斑鳩西小学校で、今、28年度補正予算、国の補助をもらいながらやらせていく。来年は東小学校ということで、そして水洗の便所の関係等についてですね、洋式の便所は3年間ですから、ちょうど1年過ぎて、来年、再来年、30年までいくわけですが、そういうことを考える中で、やっぱりいずれはそういうことも必ず出てくると思います。

ただ、この、子どもの医療費を無料にした、あるいはまた県がということがありますけれども、もうこの準じてですね、今、国が、この中学生までの関係も減額しているんです。この減額を、来年度はもうそういうことは、やっぱり子どもの関係等についてはやっていかないかんとということで、減額をなくします。恐らく、国はなくしていきます。必ずこれをやっていこうということで、今、取り組んでいますから。やっぱりこれは市町村がこういうことを企ててやったことによって、国もそういうことで減額をされたや

つをやっぺいこうという姿勢が出てくるわけでございますし、私は当然そういうことが起こって当たり前のことだし、やっぺり県がもう少しやっぺりそういうことは就学前までということで、結局、医者にかかったら、そのセレクトのワンポイントだけが補助されるだけですから、私はせめて小学校ぐらゐまで、やっぺりこの医療費は無料ということにしていくべきではないかなと思っておりますし、そういう努力もやっぺりこれからしていくことも大事だと思っております。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今、音楽室につきましてはエアコン設置というふうなことも検討しているというふうにおっしゃっていただきましたけれども、それを終えた後にですね、普通教室については、町長としてはどうお考えなのかというのをお聞きしたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、教育長も申されていますように、普通教室等についてもやっぺり検討していくことは十分やっていきたいと思えますし、また、いずれ、できるだけ皆様のご要望でございますから、できるだけ早い時期にですね、できていけばという気持ちで取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） ありがとうございます。前向きな答弁いただけたなというふうには思っております。できるだけ、安心、安全の部分に関しましては早急にしなければいけないことですので、それが終わってから、こういう、教育アピールできるような、この分野に対してもしっかりと投資をしていただけたらなというふうには思っております。ありがとうございます。

続きまして、ゼロ・ウェイストのまちづくりについて、質問いたします。

私なりに斑鳩町が推し進めているゼロ・ウェイストのまちづくりを勉強するために、ゼロ・ウェイストの本、ごみポリシーですかね、読ませていただいたんですけども、その中で、ゼロ・ウェイストの定義だとか、目的、オーストラリアの首都キャンベラが初めてゼロ・ウェイストを政策として採用し、その後、ニュージーランドや北米、ヨーロッパの各都市に広がっていったというふうなものも勉強させていただいたんですけども、今回、私がこのゼロ・ウェイストのまちづくりについて質問しようと思ったのは、この言葉についてですね、まだ住民の方にもなじみがなくですね、実際に環境対策課の

ほうでアンケートをとっていただいております結果を見ても、ゼロ・ウェイストという言葉を知っているのは26.0%、聞いたことがあるっていうのは23.0%、知らないは51.0%であります。また、斑鳩町がごみの減量化に取り組んでいることは知っているという方が45.2%というような結果でございます。

環境対策課のほうでもですね、エコフェスタなど、いろいろなイベント会場でこのゼロ・ウェイストという言葉を広げていただいているというふうには思っているところなんですけれども、また、広報紙にも載せていただいているところですが、継続して広報していかないと、まだちょっと定着はしていかないのかなというふうにも感じているところがございます。

その中で、私がよく聞くのはですね、斑鳩町って、ごみの減量化していて、分別多いんだろうというような声や、何で斑鳩町だけこんなごみの分別しなくてはいけないの、大変なんだけどっていうようなお声をお聞きします。現在、斑鳩町は21種類20分別を住民の皆さんにさせていただいております。非常に住民にご負担をおかけしているというふうに思います。この住民に負担をかけるだけのメリットが果たしてあるのか。今回は一般質問にして明確にしたいなというふうに思っております。

では、まず、当町におけるごみ、資源物の分別数の推移について、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 乾生活環境部長。

○生活環境部長（乾善亮君） 当町におきますごみ・資源物の分別数の推移につきまして、ご答弁させていただきます。

当町では、平成12年度に、増加し続けるごみ排出量への対応として、住民の方々にごみ処理費用への負担感を感じていただくなど、ごみの減量について抜本的な意識改革を図ることを目的に、奈良県の平野部では最も早くごみ処理の有料化を導入し、それを契機に、計画的にごみ・資源物の分別を細分化しながら、減量化・資源化の推進を進めているところでございます。

平成11年度、ごみ処理有料化を導入する前年の分別数は、可燃ごみ、不燃ごみ、ビニールごみ、有害ごみ、ビン類の5分別でございましたが、有料化導入時の平成12年度では、不燃ごみから缶類を分別し、ペットボトルをビニールごみから分別し、資源化処理に移行しており、缶類はびん類と混合での収集としたことにより、7種類6分別となったところでございます。

その後も、平成15年度より、食品トレイについて、ビニールごみから分別し、資源化処理に移行し、平成17年度においては、ビニールごみを、ペットボトル、食品トレ

一を除くその他プラスチック類として、埋め立て処理から資源化処理に移行したところでございます。

さらに、平成21年度には、生ごみ分別について、モデル事業であります。可燃ごみから分別し、堆肥化処理に移行し、翌平成22年度には、枝葉草類を可燃ごみから分別し、堆肥化処理に移行しているところで、現在、小型家電、廃食用油、古紙類等、公共施設を拠点として回収している資源物を含めると、質問者もおっしゃいましたように、21種類20分別となっているところでございます。

また、衛生処理場焼却棟跡地に本年9月に設置をいたしましたごみ分別体験ステーションでは、21種類20分別をさらに35分別に細分化し、分別という一手間をかけていただくことで、焼却や埋め立て処分ではなく、まだまだ資源として再生できるものがあるということを実感いただけるような取り組みも実施しているところでございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 続きまして、資源化率をお示しいただきたいと思っております。資源化率の推移と、全国、県との比較をお示しくください。

○議長（中西和夫君） 乾生活環境部長。

○生活環境部長（乾善亮君） ごみ処理有料化前の平成11年度は、当町の資源化率は17.5%でございました。全国の平均資源化率が13.1%、奈良県の市町村の平均資源化率は11.7%と、さほど差がない状況でございました。

先ほどもご答弁いたしましたように、当町では、翌年の平成12年度のごみ処理有料化を契機に、ごみ・資源物を細分化しながらごみ減量化・資源化の推進を進めており、その結果、有料化導入後の5年を経過した平成17年度では、当町の資源化率は27%と、平成11年度と比較して、約10ポイント上昇をいたしました。

有料化導入後の10年を経過した平成22年度では、資源化率は39.6%、昨年度、平成27年度では53.7%と、右肩上がりです。発生したごみの半分以上は、焼却や埋め立て処分ではなく、資源として再生されているところでございます。

国や奈良県のデータが平成26年度までしか公表されておられませんので、それとの比較になりますが、平成26年度、全国の市町村の平均資源化率が20.6%、奈良県の市町村の平均資源化率が15.6%であり、平成11年度当時と比較して、その差は大きく開いたところでございます。

なお、環境省では、毎年、ごみ減量化・資源化上位10市町村が公表されており、平成26年度、人口10万人未満の資源化率10位が56.3%であり、当町の資源化率

は全国でも上位をうかがえるところまで上昇してきており、住民の方々が一手間をかけていただきまして21種類20分別に分けていただいている成果が資源化率という形であらわれているところがございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 非常に数字として出てくると、納得できるところであります。

現在では、53.7%、発生したごみの半分以上が資源化されている。県と比較しても、また、全国的に見ても、斑鳩町の資源化率は非常に高いことがわかりました。ここまで来たら、環境省が公表する10位以内に入っていたきたいなというふうに思います。すばらしい成果を上げていることとして、PRを今以上にしていきたいとも思います。

ただし、この話はですね、私も含めて、行政にかかわる人の感じ方なのかなというふうにも思います。住民感覚で言うと、結局それで私たちに何のメリットがあるのかというところに来ると思います。

ここで、20種類21分別、なかなか面倒くさいこの分別をすること、このことによって、斑鳩町として、コスト面で効果がありますか、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 乾生活環境部長。

○生活環境部長（乾善亮君） 平成27年度のごみ・資源物の処理量は、合計で約6,800トンで、支払った処理費用が1億9,000万円でございます。仮に、平成27年度の処理量の約6,800トンについて、燃えるものは焼却処分、それ以外を埋め立て処分とした場合、平成27年度の処理委託料の単価を用いて計算いたしましても、約2億2,300万円の処理費用となり、分別していただくことによって、約3,300万円の処理費用が節減できたこととなります。

さらに、分別していただき、回収した古紙類や小型家電などは有価で売却しており、その売却益が約200万円ありますので、分別していただくことにより、実質約3,500万円の処理費用の節減ができたこととなります。

ごみ処理委託料の単価は、ごみ質によるところが大きく、危険なものや有害なものが混入している確率の高低で価格も変動をいたします。そうしたことから、きちんと分別をしていただくことは、資源として再生され、資源の枯渇を防ぐことにつながるばかりか、コスト面でも有効な取り組みとなっているところがございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） すみません。先ほど、私、20種類21分別と言ってしまいました

た。21種類20分別です。訂正させていただきます。

分別によって、3,500万円、合わせてですね、これ、非常に大きな数字だと思います。コスト面でも大きな効果を上げられているということがわかりました。3,500万円と言うと、県から以外の、斑鳩町独自で教育の充実のために雇用している年間の小学校臨時職員の人件費に当たるぐらいだと思います。常勤、非常勤、図書館司書、合わせて14人の給与額が約3,500万円です。これぐらいのお金が、住民の皆様にご手間かけていただいているということで浮いているのだということがわかりました。

さらにですね、斑鳩町は、焼却施設を廃止し、全てのごみ・資源物の処理を民間業者に委託しておりますが、他市町と比較して、ごみ処理経費は安くなっているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 乾生活環境部長。

○生活環境部長（乾善亮君） 毎年、一般廃棄物処理事業実態調査が実施され、そのデータが環境省から公表されております。現時点では、平成26年度までのデータしか公表されておられませんので、その額でご答弁させていただきます。

平成26年度の施設改良費、人件費、処理費、委託費などを含めて、当町の廃棄物処理事業経費は約3億7,100万円となっており、住民1人当たりの処理経費にして1万3,138円となっております。施設改良費は、突発的な補修、大規模改修等も含めますので、施設改良の有無により処理費用が大きく変動することがありますので、それを除いた経費で申しあげますと、当町は住民1人当たり1万2,008円の処理費用となります。

生駒郡内で人口が最も近い三郷町と比較いたしますと、平成26年度の住民1人当たりの処理経費は、施設改良費を含めると1万8,145円、施設改良費を除きましても1万6,835円となっております。また、奈良県全体の平均を見ましても、県民1人当たりの処理経費は、施設改良費を含めて1万5,683円、施設改良費を除いて1万4,893円、また、全国の平均を見ましても、施設改良費を含めて、国民1人当たり1万7,365円、施設改良費を除いて1万4,600円と、いずれも当町のごみ処理経費のほうが少ない額となっております。

当町では、平成24年3月末で焼却施設を廃止し、以後、全てのごみ・資源物は民間業者に委託をしておりますが、住民の方々は、分別とともに、日ごろからごみ発生抑制にも努めていただいております。住民1人1日当たりのごみ排出量は755グラムで、全国や奈良県平均の914グラムと比べ、大幅に少ない量で推移していることから、民

間業者への処理委託料額も抑制をされております。

また、ごみの量に関係なく必要となる施設の維持管理費など固定経費も発生しないことから、他市町村と比較して、住民1人当たりの処理経費は安価になっているところがございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 自分のところで焼却炉を持ってごみを処理するのではなく、民間委託することによって安価に抑えていただいているということだと思います。

それでは、このゼロ・ウェイスト宣言、来年するというようなご報告もいただいておりますが、これは本当に実現、ゼロ・ウェイストというのは実現可能なのでしょうか。また、実現できるなら、この実現できた場合のコスト、このコスト面でどのような効果があるのかをお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 乾生活環境部長。

○生活環境部長（乾善亮君） まず、ゼロ・ウェイストとは、浪費や無駄、廃棄物をゼロにしようという意味でございますけれども、ごみ処理の計画手法にゼロ・ウェイスト戦略というものが存在し、現在、世界的にその手法の支持が広がっているところでございます。その戦略の特徴は、ごみを資源として再生することを重視し、その再生の可能性を絶つばかりか、有害物質の発生の危険性を含んでいる焼却や埋め立てによるごみ処分を否定し、徹底した資源化への取り組みを推進していこうとするものでございます。

質問者もおっしゃいましたように、平成8年にオーストラリアのキャンベラで始まり、現在、世界中で100を超える自治体がゼロ・ウェイスト宣言を行い、ごみを燃やさない、埋め立てない政策を実行されており、我が国でも、徳島県上勝町、福岡県大木町、熊本県の水俣市が、ごみを燃やさない、埋め立てないまちを目指すことを決意宣言し、取り組みを進められているところでございます。

そうしたことから、当町におきましても、処理施設を持たないまちとして、周辺的环境に影響が全くないとは言えない、言い切れない焼却処分や埋め立て処分されるごみをゼロにしていくことを目指すのは、いわば必然でございます。

また、我が国で初めて世界文化遺産に登録された法隆寺地域の仏教建造物を初め、数々の歴史的文化遺産を保有する当町から、環境負荷の少ないごみ処理を積極的に推進、また発信していくことに大きな意義、意味があると考え、現在、ごみを燃やさない、埋め立てないことを町の決意として広く内外に公表するゼロ・ウェイスト宣言に向けて準備を進めているところでございます。

当町が掲げております、ごみを燃やさない、埋め立てないまちづくりは、かなり挑戦的な目標ではありますが、決して実現不可能な目標ではないと考えております。例えば、現在の可燃ごみを例に説明申し上げますと、直近の可燃ごみの組成調査では、厨芥類や生ごみが約71%、紙類が約27%、指定袋を含めて、そのほか約2%という割合になっております。可燃ごみの約71%を占めております生ごみにつきましては、現在、分別収集及び自家処理を推進しており、将来的には、可燃ごみからなくなっていくと見られます。また、可燃ごみの約27%を占めている紙類の詳細な組成を見ますと、紙類の約80%が紙おむつ類で、残り約20%が新聞紙や雑紙など、再生可能な古紙類となっております。古紙類は既に地域の集団回収や公共施設等で回収しておりますので、分別を徹底することで、最終的に可燃ごみは紙おむつ類と指定袋だけということになります。この紙おむつ類につきましては、福岡県大木町が分別収集、資源化処理を実施されており、技術的に資源化処理が可能になっており、例えば近畿圏内にも紙おむつ類の再資源化施設ができれば、当町においても、近い将来、可燃ごみから分別し、資源化処理ができるようになるかと考えております。そうなりますと、現在の可燃ごみは約2%まで減少し、その2%のほとんどが指定袋ということになりますので、可燃ごみがなくなれば指定袋も必要なくなり、焼却するごみはゼロもしくは可能な限りゼロに近づくとということになります。また、不燃ごみにつきましても、小型家電サイクル法が施行され、また、陶器やガラス製品のリサイクル技術も確立されております。さらに、現在、布団などの資源化に向けた研究も進んできており、埋め立てごみにつきましても、将来的にはゼロに近づくと考えているところでございます。

次に、ゼロ・ウェイストが実現した場合の費用対効果であります。昭和27年度の可燃ごみの処理委託料は約1億2,000万円でしたが、それから試算いたしますと、生ごみの全てが堆肥化処理され、紙おむつ類が資源化処理された場合の処理経費は、合わせて約7,430万円と試算され、約4,570万円の処理費用が削減され、ゼロ・ウェイストの取り組みは、地球環境の保全だけでなく、処理費用の面でも効果があるものと考えているところでございます。

先ほど、昭和27年度と申しあげましたが、平成27年度の間違いでございまして、失礼しました。

○議長（中西和夫君）4番、小村議員。

○4番（小村尚己君）丁寧なご答弁、ありがとうございます。現在でも3,500万円のプラスが出ている、それにプラスしてですね、この取り組みが達成されれば、さらに

4, 570万円、この処理経費が軽減されるということだったと思います。

今回の一般質問で、ゼロ・ウェイストのコスト面のメリットがよくわかりました。これは住民の皆様にご手間をお願いして、住民の皆さんからしたら大変ですが、これだけの効果がある、それが住民サービスに還元されているのであれば、このゼロ・ウェイストの取り組み、このまま続けていくべきだと思いますし、ここまで、ごみ袋の有料化、バイオマス構想や、段階を踏んでここまでものにしてきたということに敬意を表したいと思います。

特に、ごみ袋の有料化、これに対しましては反対も多くあったが押し進めてきた施策だと思います。生駒市も、去年ですかね、おとしですかね、ごみ袋、有料化にして、非常に批判もあるみたいです。そういうことも聞いておりますが、斑鳩町の場合は、平成12年、もう15、6年も前に実施しているわけです。

今、紹介した生駒市のほうでは、レジ袋の有料化、こちらを推進して、平成26年6月1日から市内全てのスーパーマーケットの食品レジにおけるレジ袋の無料配布を原則禁止とする、いわゆるレジ袋の有料化、これを実施しております。また、レジ袋有料化により生じた利益を寄附しているスーパーもございます。この点、また調査研究していただいて、ごみを減らすという取り組みにもなってまいると思いますので、実施を検討されてはどうかというふうにも思います。

それでは、最後に、コスト面以外でゼロ・ウェイストにより期待できる効果、こちらのほうをお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 小村議員さんが指摘、このゼロ・ウェイストということおっしゃっていますけど、もう平成12年、11年からやっぱり皆さん方、議会とともにこれはやってきたわけでございます。私はやっぱり担当の課長を初め職員がこのゼロ・ウェイストをしていくんだという気持ちを持っているからできるわけであって、私はやっぱりああいう煙突はなかなかつぶせない。あれ、昭和58年にあそこに新設したんです。そのときに、10年、撤去を含んで再交渉。平成14年、平成24年、もう3回目で恐らくこれは無理だろうと。もう煙突はなかなかこの焼却するのにもうかなり悪なっていくという中で、今度新しく建てるということは、もう地元、そういう関係等については、都市計画法で、500メートル範囲内は説明会を開かないかんのです。その説明会を開く中で、絶対反対だと必ず出るんです。そうしたらどうしようかというたら、やっぱりこういう地域にこういうものをしますよとか、いろいろな条件を出して行って、皆さん

にご了解いただくと。もう、今、議会でも出ていますように、この補償の関係等については非常に高いやないかと、そういうものをどうしていくんだということもあって、これ、平成12年から、皆さん方とともにですね、職員が一生懸命。

だから、議会の皆さん方は、本当に町はよくやっているという評価をいただいて、そして今現在、ゼロ・ウェイストに向かってですね、前進をしていくということで、小村議員さんも非常にそういう評価、成果というのは、やっぱり皆さんが協力しなかったら。ただ、やっぱり皆さん方は、ごみ袋にしたって、やっぱりああいう原価だけでもええやないかということに、何で45円やということは、もう必ず出てきます。しかしやっぱりそういうことで処理していくいろいろな関係等について、問題等、これ、クリアしてきたから、こうしてゼロ・ウェイストになりますから。私はやっぱり今後とも、このゼロ・ウェイストを、できる限りそういう目的を持ってですね、やっていただくというのは、私はこの職員が本当に真剣にやっていただくということで、私自身もありがたく、またこうしてでき得るといのが、全国でこの煙突を、上勝町は別ですけども、私は、あんな人口3,000人、4,000人ぐらいですけども、その我々の町が、この28,000も抱えている町が、こういう都市近郊である中でああいう煙突が廃止できたということは、かなり、その関係等については、やっぱり毎年1億ぐらいの補償が出ていますからですね、その分がだんだんとやっぱり減っていきますということになってくると思いますので、そういう評価をしながら、我々としても、このゼロ・ウェイストにできる限り、議会ともども、皆さん方の力をかしていただいて、成功していくようにですね、頑張りたいと思っています。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今、町長からもおっしゃられましたように、職員の皆さん、そして議会の先輩方、そして住民の皆さん、この、三位一体といいますか、いろいろなもの、いろいろな方々の努力によって、今、このゼロ・ウェイスト宣言っていうものに近づいていっているものだというふうに私も思います。

このゼロ・ウェイスト宣言、これにつきましては、また、この観光という面で、先ほども答弁、少しありましたけれども、この法隆寺、この地域の仏教建造物、これが世界遺産に登録された、その中でこのゼロ・ウェイストというまちづくりを推し進めている、これは非常に観光の面にとってもすごく意味があるものなのかな、そのクリーンなイメージ、これは観光にとっても資源なのかなというふうにも思いますので、この点もまた、PRをよりしていただきたいなというふうに思います。

今後一層取り組みを進めていただくこと、また、観光面でもPRしていただくこと、こちらを検討いただきまして、それをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、4番、小村議員の一般質問は終わりました。

10時40分まで休憩いたします。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、13番、奥村議員の一般質問をお受けいたします。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 議長のお許しをいただき、通告書に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。

最初に、通学路の安全の確保について、質問をさせていただきます。

平成28年10月28日に、神奈川県横浜市で登校中の児童の列に車が突入し、1名が死亡、6名が重軽傷を負う事故が発生、11月2日には、千葉県においても4名の児童が重軽傷を負う事故が発生しております。朝、行ってきますと元気いっぱい登校していった子どもが、一瞬にして命を奪われてしまうことが残念でなりません。ご家族の思いは、いかばかりかと察せられます。

斑鳩町では、子ども見守りボランティアの皆様方の登下校時の献身的な貢献と家族の方の通学路同行で子どもたちは元気に通学していますが、子どもたちの命を守るため、教育委員会としての通学路の安全確保に対する認識と取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、ご紹介いただきましたように、本当に通学路における児童生徒を巻き込む悲惨な事故が続いている状況でございます。これらの事故につきましても、ドライバーの運転マナーに起因するところもありますが、改めまして、通学路の安全対策と登下校中の児童生徒に対する安全確保の必要性が増しているというふうな認識は持っております。

その安全対策への取り組みでございますが、毎年8月に登下校の児童生徒の安全確保、

事故防止対策の推進を目的といたしまして、学校、PTA、警察、そして町の建設農林課、そして奈良国道事務所、郡山土木事務所等の道路管理者と連携をいたしまして、通学路等安全点検を実施しております。平成27年度からは、点検対象を中学校の通学路にも拡大をして実施をしております。そしてこの点検方法でございますが、小学校、中学校からの対策要望箇所を現場に赴いて確認するとともに、対策方法等をその場で協議し、各施設管理者において対策を講じていただくこととなります。

なお、対策には、課題も多く、時間を要することもございますので、常々、児童生徒には、例えばしゃべりながら歩かない、交差点では左右をよく確認する等の登下校のマナーを守るように指導しているところでございます。

また、日ごろから、ご紹介もいただきましたが、学校、PTA、地域の方々等から通学路について相談が寄せられる場合もございまして、その都度、施設管理者と対応を検討し、通学路の安全対策向上に取り組んでいるところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。子どもたちの通学路は、生活道路でもあります。道幅は狭小で、歩道の設置など、歩行者と車を安全に分離させるための道路用地の確保並びに有効幅員を確保することや、既に住宅街となっているために改良が困難なところもあると思われれます。

現状の中での通学路の安全対策として、路側帯、グリーンベルトなどや横断歩道のカラー化について、検討や計画されていることはございますでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 町で実施いたしております通学路等安全点検により問題がある箇所につきましては、その状況に応じて、路面標示の設置や、車どめでございますラバーポールなどの交通安全施設の設置、啓発看板などの設置、ボランティアさんへの協力依頼、交通安全教育の実施などの交通安全対策を実施しているところでございます。

また、教育委員会及び学校関係者と協議し、通学路の変更などの取り組みもございません。

昨今、グリーンベルトなどの新たな整備手法による取り組み事例がふえており、通学路安全点検時においても設置に向けてのご意見をいただいているところでございます。

グリーンベルトとは、歩道が設置されていない道路の路側帯を緑色に着色して、車の

ドライバーに通学路であることを視覚的に認識させ、車両の速度を抑制させるとともに通行帯を明確にすることで歩行者との接触事故を防ぐことを目的とした整備手法であり、そのほかにも、速度を抑制する効果を目的とした、車道に段差を設けるハンプ、いわゆる路面段差の設置や、スピードを減速させるためのクランクや狭窄の設置など、多様な事例が試行されているところでございます。

本町におきましても、先進事例などを参考にいたしまして、状況に応じた対策を検討し、通学路の交通安全対策を実施していきたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。これからも、通学路の安全確保のために、PACDサイクルと言われている、1つには、プラン、合同点検の実施、2つには、アクション、対策の改善、充実、3つには、チェック、対策効果の把握、4つには、ドゥ、対策の実施、この4点を円滑に推進をしていただき、子どもたちの命を守るために、よろしくお願いを申しあげます。

次に、斑鳩町胃がん予防へ、中学3年生にピロリ菌検査と除菌の実施について、質問をさせていただきます。

日本人の2人に1人はがんを発症し、3人に1人ががんで命を落とすと言われております。死亡率は増加の一途をたどっております。その中でも、胃がんの死亡率は、全国的には、男性は肺がんに次いで第2位、女性は、大腸がん、肺がんに次いで第3位と高い水準になっております。奈良県においても、以前は1位を占めておりましたが、現在減ってはいるものの、まだ高い状況です。

そこで、斑鳩町の胃がん死亡状況と、がん検診の取り組みについて、伺います。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 町民の死亡要因につきまして、平成27年で見てみますと、第1位のがん、第2位が心疾患、第3位が肺炎となっているところでございます。

第1位のがんにつきまして、部位別に見てみますと、気管支・肺がんが一番多く19人で、全体の26.4%、次いで、大腸がんが12人で16.7%、胃がんが7人で9.7%となっているところでございます。

さらに、町民の死亡要因につきまして、平成25年から平成27年の3か年の合計で見ても、気管支・肺がんが一番多く、53人で全体の23.5%、次いで、胃がん、大腸がんがともに32人で全体の14.2%になっており、胃がんは上位を占めている状況にございます。

こうした状況の中、本町といたしましては、早い段階でがんを発見し、適切な治療を行うことで、がんで亡くなる人を減らすために、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん、前立腺がんなどのがん検診を無料で実施しているところでございます。

また、年度初めには、40歳から60歳までの5歳刻みの節目の人に個人通知を行うとともに、昨年度検診の未受診者には、個別に受診勧奨を行っております。

さらには、小学校や幼稚園の就学前健診時において、保健センターサポーターと協働し、働き盛り世代に向けて受診勧奨を行うなど、さまざまな機会を通して受診勧奨を行い、健診受診率の向上に努めているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 世界保健機構、WHOは、2014年、胃がんの8割はピロリ菌感染とみなされるとして、各国に除菌などの対策の検討を進める報告書を発表いたしました。日本ヘリコバクター学会では、ことしの夏、改定したガイドラインの中で、中学生以降では早期の除菌が望ましいと提言をしております。

佐賀県では、同意が得られた中学3年生を対象に、学校健診の検尿の残りを利用して、ピロリ菌感染を調べています。陽性と判定されると、便による二次検査に進み、陽性の場合、除菌の対象になります。中学3年生は、体力も大人に近づき、15歳以上で成人と同じ要領で除菌薬が服用できるということです。岡山県真庭市では、2013年度から、中学2年、3年生を対象に実施をいたしました。翌年の2014年度には、大阪府高槻市や兵庫県篠山市でもこのことが始まりました。

このことから、斑鳩町として、胃がん予防へ、中学3年生を対象にピロリ菌検査と除菌の実施を導入されるお考えはございますでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 学校におけます健康診断は、学業やこれからの発育に差し支えの出るような疾病がないか、また、ほかの生徒に影響を与えるような感染症にかかっていないか見分けることなどが目的としております。

また、学校長の指導のもとで、この診断結果を、担任、養護教諭等が連携、結果を共有いたしまして、学校全体で児童生徒の健康管理に取り組んでいることを、まずもってご理解をいただきたいというふうに思います。

このような状況の中で、仮にほかの事例、今ご紹介いただきました事例の中で多いのが、尿検査の結果を利用してピロリ菌検査ということがございますが、仮に学校の健康診断の尿検査を利用していただきましてピロリ菌の検査及び除菌を実施をしていくと

ということになりますと、その検査結果に対する問い合わせでありますとか、指導、また除菌をした後の指導観察等に専門的な知識や技術を有すること、また、町立学校以外の学校に通う生徒への対応等を考えますと、学校または町教育委員会においてそうした体制を整えていくことは、現在のところ非常に困難ではないのかなというふうに考えているところがございます。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ピロリ菌の除菌は、早いほど胃がんのリスクを減らすことができます。胃がんは予防できるがんでもあります。斑鳩町として、胃がん撲滅のための取り組みを、これからもよろしくお願いしたいと思えます。

次に、3番目の質問に移らせていただきます。食品ロス削減推進についてであります。

食品ロスは、食べ残しや賞味期限切れなどで本来食べられるのに捨てられてしまうものです。日本人1人当たりが毎日お茶わん1杯のご飯を捨てているという計算になります。日本で1年間に食べられる魚介類の量、約622万トンとほぼ同じで、国連が貧しい国に送る食べ物の合計、約320万トンの2倍になります。食品ロスのうち、家庭から出た312万トンは、料理の食べ残しや冷蔵庫の中で古くなった食べ物などです。

この現状から、食品ロスについての町の認識と取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 乾生活環境部長。

○生活環境部長（乾善亮君） 我が国の食品廃棄物発生量は、平成25年度農林水産省及び環境省推計では約2,800万トンで、うち、食べられるのに廃棄される食品、いわゆる食品ロスは約632万トンと試算されており、食品廃棄物の発生抑制、最終処分量の削減、ひいては温室効果ガス削減のため、現在、食品ロスの削減が大きな課題となっております。

とりわけ、平成27年9月に国連総会で採択されました持続可能な開発のための2030アジェンダにおいて、食料の損失・廃棄の削減を目標に設定されたことや、平成28年4月から5月にかけて実施されたG7新潟農業大臣会合、G7富山環境大臣会合でも食品ロスを重要な課題として位置づけられたことなどから、各地で食品ロスに対する関心が高まりを見せているところがございます。

この食品ロスは、食品の製造、加工、調理の過程、あるいはスーパーなどでの食品の売れ残りや飲食店での食べ残し、そして私たちの日常生活といったさまざまな場面で発生することから、国においても、環境省や農林水産省、消費者庁などで食品ロス削減関

係省庁連絡会議を設置するなどし、横断的な取り組みが進められているところでございます。

そういった中、当町が目指しております、ごみを燃やさない、埋め立てないまちづくり、いわゆるゼロ・ウェイストへの取り組みにおきましても、生ごみの発生抑制、分別の徹底が大きな課題となっており、現在、生ごみ分別収集モデル事業や生ごみの自家処理の推進とともに、発生抑制にもつながる食品ロス削減について、各自治会を対象に行っております環境井戸端会議や生ごみ分別説明会の中で、削減に向けて、食品ロスの現状や食品ロスを削減するための方法などの紹介を行うとともに、定期的に発行しておりますゼロ・ウェイスト通信でも食品ロスについての記事を掲載し、その削減を呼びかけているところでございます。

また、小学校4年生を対象とした出前講座、子どもごみ分別博士養成講座の中でも、給食やおうちのご飯は残さず食べようといった啓発もしているところでございます。

一方、全国の自治体を見ますと、宴会時の開始後30分は自席を立たず、終了前10分は自席に戻り料理を楽しみましょうという、残さず食べよう3010運動をきっかけとし、町ぐるみで食品ロス削減に向けた取り組みを展開されている長野県松本市を初め、食材を使いきる「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、ごみとして出す前に水を切る「水キリ」といった生ごみ3キリ運動を展開する飲食店や宿泊施設を認定し、支援を行っている京都市、食べきり運動推進員を設置するなど住民が主体となっており、おいしい福井食べきり運動を展開している福井市といったように、さまざまな食品ロス削減に向けた取り組みが各地で展開され始めているところでございます。

こうした日本全体で課題となっている食品ロス削減について、食べきり運動を通じて各地での取り組みを加速させようと、本年10月に、44の都道府県と201の市区町村が参加して、全国おいしい食べきり運動ネットワーク推進協議会が設立されており、当町は、奈良県内の市町村で唯一参加をしております。この協議会では、外食事のおいしい食べきり全国共同キャンペーンの実施、食品ロス削減の政策内容とノウハウを政策バンクとして参加自治体で共有、食べきり、食材使いきりレシピをウェブサイトで公開する等々の活動を実施あるいは今後実施される予定となっており、当町も、キャンペーンやその他の事業に積極的に参加するとともに、ネットワークをフルに活用し、当町での食品ロス削減に生かしていくなど、今後、取り組みを強化させていきたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。斑鳩町として、来年、他に先駆けてゼロ・ウェイスト宣言をされます。その中で、食品ロス削減に向けての今後の展望、展開について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾生活環境部長。

○生活環境部長（乾善亮君） 先ほども答弁させていただきましたように、今、推定されております食品ロス約632万トンのうち、食品製造業、卸売業、小売業、外食産業といった、いわゆる事業系は約330万トン、それから、家庭からの排出量が約302万トンと言われており、家庭からの排出も半数近い量となっております。

特に、食品製造業などの事業系の食品ロス削減につきましては、食品リサイクル法などにに基づき、国や県が中心となって削減に向けた取り組みが強化されていくと考えられ、市町村は、発生後は一般廃棄物となり市町村に処理の責務が課せられる家庭や小規模飲食店の食品ロス削減に向けた取り組みが中心になると考えております。

当町では、平成32年度までを計画期間とした斑鳩町一般廃棄物処理基本計画、あるいは来年3月にも行う予定であります、ごみを燃やさない埋め立てないまちづくりを進めることを決意表明する、いわゆるゼロ・ウェイスト宣言の中でも、行動計画に食品ロス削減に向けた取り組みを推進していくことを記載しているところで、先ほども答弁させていただきましたように、既に出前講座などの開催時に、住民の方や小学生などに食品ロス削減についての啓発活動も実施しているところでございます。

そうした中、今後の取り組みの展望でございますが、食品ロスの実態を把握した上で、削減意識を共有しながら、食品ロスの発生源を的確に捉えた、これまでより具体的な啓発活動を実施していく必要があると考えております。

まず、食品ロスの実態把握では、当町では、今年度におきまして、家庭から排出される生ごみの組成分析調査を実施することとしております。調査の方法といたしましては、可燃ごみ収集場所に出された可燃ごみと生ごみ専用回収ボックスから一定量の生ごみをピックアップし、生ごみのうち、調理くず、食べ残し、手つかず食品の3分類に大きく分け、その3分類の中身をさらに細かく種類ごとに分け、食品ロスや食品ロスとなる食材の割合などを測定するものでございます。その調査結果をもとに、具体的に当町で発生している食品ロスの量を住民の方々にお示しし、削減意識の共有を図るとともに、食べ残しが多いという結果が出れば調理の適量化に重点を置いた啓発を、また、手つかず食品が多いという結果が出れば計画的な買い物の推進といった具体的な啓発活動に結びつけたいと考えているところでございます。

一方、飲食店での食品ロス削減につきましても、先ほど答弁申しあげましたように、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会が実施いたしますおいしい食べきり運動全国共同キャンペーンに商工会や町内の飲食店などにも参加を呼びかけるとともに、食べきり運動の実施、小盛りサービス、持ち帰りパックの提供など、食品ロス削減に向けた飲食店などの取り組みについても支援を行っていくことなどを、今後、検討していく必要があると考えているところでございます。

食品ロスの発生には、直接的、間接的にさまざまな要因が複雑にかかわっており、ある特定の立場の者だけに削減の責任があるわけではないと言われており、それぞれの立場で取り組むこと、協力しながら取り組むこと、できることから着実に進めていくことが大切であると言われております。

当町といたしましても、住民、事業者と連携、協力しながら、食品ロス削減に向けまして一歩ずつ取り組みを進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 大変にありがとうございました。食品ロス削減へ向けて大きく前進をし、ゼロ・ウェイスト宣言が、町民の皆様が取り組んでよかったと言えるものになりますように、よろしくお願いを申しあげます。

次に、学校での食品ロス削減推進について、お伺いをいたします。

環境省が公立小学校、中学校の給食を調べたところ、1年間で、食べ残しが1人当たり茶わん47杯分の7.1キロあった計算だったそうです。

斑鳩町の学校給食では、どのくらいの食べ残しがありますでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 斑鳩町立の小学校、中学校の給食における食べ残しの数字でございしますが、平成27年度の状況で申しあげますが、まず、小学校が全体で6,038キログラム、これを児童1人あたりに換算いたしますと、3.8キログラムとなります。次に、中学校では3,660キログラム、これを生徒1人あたりに換算いたしますと、5.3キログラムとなっております。この小中合わせますと、児童生徒1人あたりは4.2キログラムとなります。今、ご紹介いただきました、環境省の調査結果よりは少ない数字ではございますが、そういった、1人あたり4.2キログラムの食べ残しがあるという実態がございします。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） それでは、この食べ残しについて、学校ではどのような対策をとっておられますでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 対策についてでございます。

まず、食べ残しの傾向について説明をさせていただきますと、やはり食材によりまして、食べ残しが多いときと少ないときがあるということでございます。児童生徒が好む献立のときはほぼ完食をしているということでございますが、あまり好まない献立、例えば、よく言われているのは、酢の物等はどうしても食べ残しが多くなるというふうになってございます。

学校給食は、これまで受け継がれてきた和食の味から最近の洋食まで、偏ることがないよう工夫をし、さまざまなメニューを取り入れて提供をしております。しかし、最近の若い世代の家庭では、そうした昔ながらの食材を調理し、食べるのが少なくなっているのではないかと、そうしたことが食べ残しの要因の1つになっているのではないかとこのように考えられます。

そうした状況ではございますが、各小学校、中学校では、食べ残しの削減に向けまして、常々、学級担任や栄養教諭などが食育指導を行っております。例えば、人間は食物連鎖の頂点にいること、つまり、ほかの動植物の生命をいただいているということや、生産から加工、調理等のさまざまな工程を経て自分たちの口に入ることなど、給食を毎日おいしく食べることができるありがたさを、生徒自身、みずから考えさせる取り組みを行っております。そのほか、校内活動であります給食委員会によりまして、校内放送で食べ残しをしないように啓発を行ったり、給食だよりなどに給食調理員から丹精を込めて調理したコメントでありますとか、食べ残しによる環境への影響などの記事を掲載するなど、児童生徒の給食に対する意識の向上を常々図って行っているという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。ゼロ・ウェイスト宣言を価値あるものにするためにも、町ぐるみで食品ロス削減推進に向けて取り組んでまいりたいと思っております。どうぞよろしくお祈りを申し上げます。

最後に、斑鳩町の2025年問題についての認識について、お伺いをいたします。

戦後すぐに生まれた世代の方たち、団塊の世代が、あと9年後の2025年には75

歳、後期高齢者になられます。そのとき、斑鳩町にはどのような課題があるのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） まず、高齢化等の人口構造の推移につきまして、ご説明申し上げます。高齢化率につきまして、全国社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口で見ますと、2015年では、全国で26.8%、奈良県で28.6%、本町で28.9%となっており、2025年には、全国で30.2%、奈良県で32.6%、本町で31.7%になると推計されております。

本町の高齢者数を年齢別で見てみますと、65歳から75歳未満の人口は、2015年の4,403人に対して、2025年には3,114人、75歳以上の人口は、2015年の3,480人に対して、2025年には5,056人となり、2025年には65歳以上の高齢者のうち約62%が75歳以上の高齢者となると推計されております。

次に、生産年齢人口を見てみますと、2015年に、15歳から40歳未満が6,998人、40歳から65歳未満で8,795人、生産人口割合は57.8%となっておりましたが、2025年には、15歳から40歳未満が6,162人、40歳から60歳未満で8,355人、生産人口割合は56.4%と減少していくものと推計されております。

また、要介護認定者で見ても、本年10月末の本町の認定者数の割合は、認定者数1,481人のうち、64歳未満の認定者は33人で全体の2.2%、65歳から75歳未満の認定者は158人で全体の10.7%、75歳以上の認定者は1,290人で全体の87.1%となっております。認定者の9割弱が75歳以上の人となっており、75歳以上の人口3,939人のうち32.7%、3人に1人の方が要介護認定を取得しています。そうしたことから、75歳以上になると、日常生活を営む上で何らかの支援が必要になっている状況となっております。

これまでの高齢化の問題は、高齢化の進展の速さの問題でございましたが、2015年以降は、高齢化率の高さ、高齢者数の多さが問題となってまいります。そうしたことから、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向け、支援の必要な高齢者等の増加、高齢者等を支える担い手の減少が予測される中、介護が必要な状態となっても、住みながら地域で暮らし続けることができるように、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要な課題となっていると認識しております。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。病気になっても、介護が必要になっても、住みなれた土地で暮らし続けられるように、医療や介護、予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステム構築のためにどのように動いておられるのか、また、今後ふえ続ける高齢者のニーズに対応するため、地域包括支援センター職員の人材育成についてどのように対応していかれるのか、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 西巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（西巻昭男君） 地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成30年4月までに、在宅医療と介護の連携、認知症の総合支援、日常生活の支援態勢の整備について取り組むこととなっております。

初めに、在宅医療と介護の連携につきましては、地域の医療・介護の資源把握や、在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応策の検討等、実施することとなっております。このため、本町といたしましては、中重度者に対応した介護医療サービスの充実につながるよう、奈良県や生駒地区医師会、近隣市町村等と連携し、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ関係職種、介護関係職種との他職間のネットワークの構築に向けて取り組んでおります。

次に、認知症の総合支援につきましては、認知症の人とその家族に対する早期診断や早期対応を行うため、認知症疾患医療センター、ハートランドしぎさんの医師や精神保健福祉士等と地域包括センターの職員がチームとなって認知症が疑われる人等を訪問し、初期の支援を行う認知症初期集中支援チームを設置しております。また、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援や、認知症の人やその活動を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、早期に認知症の人とその家族に対する支援を行う態勢をとっているところでございます。また、地域包括支援センターの職員がキャラバンメイトとなり、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターを養成する認知症サポーターキャラバン事業を実施しております。

次に、日常生活の支援態勢の整備につきましては、本年度より、生活支援ニーズを把握し、ボランティア等の担い手の育成などを行う生活支援コーディネーターを配置し、本町にある地域資源やニーズの把握を行うとともに、必要な支援について検討を行っております。また、平成29年4月からの実施に向けて、西和広域7町でサービス内容、基準等の統一を図り実施する介護予防・日常生活支援総合事業の実施につきましても、

引き続き近隣市町村との連携を図っております。

さらに、このような事業の実施にあわせて、今後、支援が必要となる高齢者等が増加していき、担い手となる人口が減少していく中、介護予防事業を強化し、健康な高齢者をふやすとともに、専門職以外の生活支援の担い手を確保することも重要であると考えております。現在、介護予防事業としていきいきプラザ斑鳩で実施している介護予防教室だけではなく、地域包括支援センターの職員が地域に出向き、積極的に介護予防を実施・運営する団体等に対して技術的援助等を行い、高齢者が容易に通える範囲に通いの場、居場所づくりの構築が進むように支援を行っております。

また、高齢者ニーズに対応した対応態勢の構築につきましては、今年度から地域包括支援センターを直営化し、地域包括支援センターの運営に必要な人員の確保に努めるとともに、体制等の充実を図っております。このほか、先ほど申しあげました事業の取り組みの推進等により、地域における自助、互助による高齢者の活動の向上と社会参加の促進の強化、軽度者に対応した生活支援と介護予防の強化、また、専門職による多職種間連携による中・重度者に対応した介護医療サービスの充実などを通して、地域包括支援センターの職員だけではなく、役場、関係課職員、住民、事業者、NPO、ボランティアなどが地域包括ケアシステムの構築を支える人材間の役割分担と協働を図ることにより、人材の専門性とサービスの一層の向上が図られる体制を構築できるよう、その取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。包括ケアシステムの取り組みは大変なことで、実現は簡単なことではないと思います。5割以上のお年寄りが自宅での最期を望んでおられる、そういうことから、その方向性は正しいと思われれます。

また、介護や医療に頼らないように、運動や食生活の改善で病気の予防に力を入れて、元気で過ごせる健康寿命を延ばそうという動きも出ております。健康寿命を延ばすメリットは、医療、介護費を減らせるだけでなく、本人が地域の担い手として活躍をし、家族も介護しないで済む時間を仕事に充てられます。

人口減少が進む中、社会の活力を高める意味でも、健康寿命を延ばしていく取り組み、これを大きく推進していただけるように要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

続いて、11番、濱議員の一般質問をお受けいたします。

11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

1点目は、これまでも、この議会でも、また委員会でも、多くの機会取り上げられております、いじめの問題についての質問をさせていただきます。

この質問に当たりまして、平成25年の法律第71号、いじめ防止対策推進法にかかわっての質問を中心とさせていただきたいと思っております。

先ほど、小村議員がいじめの問題についての質問をされましたけれども、私も、また違った観点で質問をさせていただきたいと思っておりますが、重なるところがありましたら、よろしく願いを申し上げます。

まず、この、先ほどの推進法の中で、いじめの定義というものがまず示されております。これでは、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」というふうに定義が示されています。この法律は、いじめを受けた児童、生徒の心身ともの健全な成長を保障し、その尊厳を保持するために何をなすべきかということを決めたものでございます。

いじめは、重大な人権侵害でございます。世界中で、また、日本中で、人種、宗教、性、職業、障害者、また高齢者等々への人権侵害は、暴力や虐待としていまだ根絶できず、紛争や戦争の火種となっていることも現存しております。

また、子どもたちの間でのいじめは、自殺等の重大な事態が注目される今日よりも、はるか昔から存在をしておりました。

私ごとですが、私が以前勤務しておりました奈良県の児童相談所、私が勤務しておりましたのは30年以上前でございますが、その当時から、こういったいじめによる子どもたちの被害、多くの報告がなされておりました。相談の内容は、自殺、こういった大きなものについてはなかったにせよ、転校をしてきたがためによそ者扱いをされて、学校でののけもののような扱いを受けた。これは、学校自身でなく、放課後の、学童保育ですね、ここでは、学童保育の中で起こったということで相談を受けました。これは、最近報道をされました福島での放射能の汚染によって引っ越しをした先でさまざまないじめを受けた、こういったこと、そして、また、そのいじめを行った中には学校の先生も含まれていた、こういったことを耳にしたときに、私は、この当時のことを思い出し、本当に胸が痛くなりました。

このいじめの問題につきましては、今までにもたくさん取り上げられておりました、平成24年の9月の議会での一般質問、同僚議員からの一般質問、また、同じく24年の11月の総務常任委員会での答弁の中で、教育長がこのように申しております。

児童生徒が発信する信号である気持ちと様子の小さな変化を見逃さない教師の目が一番の取り組みであるというふうに考えております。そうした日々の見守りのほか、各学校におきましては、アンケート調査や個別面談を実施するなどし、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を設けておるところでございます。その中のアンケート調査につきましては、平成22年度に奈良県教育委員会が小中学校の全児童生徒を対象にアンケート調査を実施したところでございます、それ以降、当町では各学校でのそれぞれの学校に応じた調査内容の検討を行い、小学校では年2回、中学校では年1回実施をしてきているところでございます。また、アンケート調査に加えまして、各学校の実情に応じて、個別面談の実施、あるいは個人ノートを利用した児童生徒と教職員との間で日常行われている日記等の活用、または家庭訪問など、定期的に児童生徒から状況を聞く機会を設けるなど、いじめの実態把握に努めております。

これは、そのときの回答でございます。

道徳教育について、教科としての導入については慎重論がございます。今、教育長が言われたように、この紹介した中で言われたように、日々の生活そのものの中において育まれていくものではないかと私は考えております。

さて、現場でございますが、先生方の取り組みが重要な役割を担っておいでのことと思います。細やかに観察され、見逃さないように迅速な対応とする基本的なことに加え、いじめを受けた方、いじめをした方、双方の児童と保護者との面談と、時間的にも、また質的にも、その負担は増大しているのではないのでしょうか。

斑鳩町のこの現場での取り組み、そして先ほどの小村議員の質問の中での回答では、発生率等の調査結果が報告がありましたけれども、斑鳩町での実際に把握しております、率ではなく件数について、報告をしていただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 先ほど小村議員のご質問にお答えした中で件数を申しあげたところではございますが、再度のご質問でございますので、件数で挙げさせていただきます。平成27年度になりますけれども、小学校では55件、中学校では36件、合計で91件となっております。先ほどは、小村議員につきましては、1,000人当たりの数字を申しあげましたが、実際の件数はこうなっております。すみません。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。発生件数が27年度で90件ということでございまして、先ほど、県からのアンケートということですが、アンケートの内容ですが、もちろん件数ですが、解消率でありますとか、それから、どういった人からいじめを受けたとか、それから、それがどのような内容であったとか、そういった項目についてだと思えますが、現在行われているのは、県の統一したアンケートの様式というか、項目についてされているのですか。その辺、確認したいと思えます。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 毎年1回、県の統一様式で、これは奈良県の統一のアンケート調査ということで、1学期末につきましては、もちろん県の統一様式で行っております。そのほか、各学校で2回程度行っている中では、この統一様式に準じた形でやっているという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 今、少し申しあげましたけども、項目以外にもプラスして、アンケートというか、意見を聞いている部分があるのか、また、実際のその県からの統一様式というものを資料としていただけたらと思えます。今でなくて結構ですので。お願いをします。

私が手元に、今、持っておりますのは、平成28年度いじめに関するアンケート調査結果についてということで、奈良県の教育委員会が公表をしているものでございます。その中で、調査の期間というのが、平成28年の4月1日から調査日までという期間を区切って、実施の基準日、調査の実施の基準日は6月24日と括弧書きがありますけれども、この中に、発生率のパーセントが示されているのが、報告があります。

先ほどの回答の中にも、斑鳩町の現状というものが報告がありましたけれども、先ほど触れましたこの法について、もう少し具体的な回答をしていただきたいと思います。

もう1つ、国が行っております調査では、この法がいかに具体化されているのか、こういうことを調査しているものがございます。都道府県単位または市町村単位で、この条項の中に定めているものがどれだけ実現できているのかということ調査されております。これは、平成27年10月1日現在の全国の報告でございますけれども、法の条項の中の12条、いじめ防止基本方針の策定ですとか、14条の1に対しますいじめ問題の対策連絡協議会の設置がどうであるか、それから、各項目ありますけども、そのことで、全国でどれぐらい普及をしているか、奈良県ではどんな様子であるか。そして、

奈良県内の市町村でどのくらいであるかということが細かく示されております。

この27年の10月1日現在の分で行きますと、最初に言いましたいじめ防止基本方針の策定はどうであるかということになりますと、奈良県は、検討中であるという項目に丸がついております。そして、市町村でのその設置率は、全国では69.8%であるのに対して、奈良県の市町村の実施率は17.9%である。また、いじめ問題の対策連絡協議会の設置についても、奈良県については、先ほどと同じように検討中である。これは、全国では97.9%の都道府県が設定しているにもかかわらず、奈良県は検討中であると。少し話戻りますけど、最初に申しあげました奈良県の検討中の方針策定は、全国では99.1%の設置率であるのに、奈良県は検討中であるということです。

こういった数字を見る中で、なぜ奈良県または奈良県の市町村がこの設置等について消極的であるのかというところでは。

(「それ、町じゃなくて」と呼ぶ者あり)

○11番(濱真理子君) ですので、この数字の中からは、我が斑鳩町がどこのポイントに入っているのかっていうのはわからないので、まずはそのことをお伺いをしたいです。

○議長(中西和夫君) 清水教育長。

○教育長(清水建也君) いじめに関する基本方針の状況につきましては、今、質問者がおっしゃったようにですね、奈良県ではまだ、今、検討中ということで、まだ示されておられませんので、39市町村についてはですね、奈良県の方針が示された上で実施していくという必要がございますことから、整合性を図るという必要性がございますことから、まだ奈良県の市町村でも少ない状況であるというふうに伺っております。

ただし、その法律では、各学校では直ちに方針を定める必要があるというふうにございますので、当然、斑鳩町の学校でも、各学校でその基本方針については定めている状況でございます。

○議長(中西和夫君) 11番、濱議員。

○11番(濱真理子君) ありがとうございます。県が検討中ということですが、設置に向けて検討しているということですので、町につきましても、しかるべきときにはきちんと整えていただきたいと思います。

今、教育長がおっしゃいましたように、学校についてはほぼ100%に近い設置となっております。

この同じ法の中で、次は、18条についてのことを少しお伺いしたいと思います。これは、いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上という項目で

ございます。これは、国や地方公共団体、こういったところが、いじめを受けた児童等またはその保護者に対する支援ですとか、いじめを行った児童等に対する指導またはその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のため、教諭、養護教諭、その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとすると思います。

このことについて、町で行われております教職員の連携でありますとか、また、スクールカウンセラーやセラピストの配置など、一定の取り組みがされていると思いますが、この教職員に対する研修であったり、充実をさせるための対策ということについてと、どのぐらいのチームを組んでおられるのかということについて、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、ただいま、るる例示されましたが、教職員に対する資質の向上につきましては、ある問題が起こったときには当然ではございますけれども、その問題について、職員全体です、共通理解を図るということで会議を開きますが、常々の研修につきましては、県の教育研究所で実施されます、いじめ防止法等々、いろいろございますけれども、実際にどうしたケースでどうした対応を行うべきかでありますとか、過去の事例等々を引きながらですね、研修を開いておりますので、そこに教職員を派遣し、その研修を終えた教職員が、また学校に戻って、その研修の成果、学んだ内容等をみんなに教授するといったほうで共通理解の図っていくといった方法で研さんを積みさせていただいているという状況でございます。

また、起こった後の人材の派遣、専門的な知識を持つ人材派遣につきましては、先ほど小村議員にもお答えをいたしましたように、スクールカウンセラーはもちろんのこと、スクールソーシャルワーカー等々の活用も当然しながら、児童生徒の心のケアに努めているという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） この法の中には、相談体制を整えるようにという項目がございます。必ずということではないですが、今、教育長がおっしゃいましたように、教職員全体でしっかりとその対策に当たるということですが、今、言いました、その専門的な方を含んだ相談体制をきちっとつくるようにという項目もありますので、このこと

については、漠然とした、全体で当たりますということではなく、何かあったときに迅速に動ける1つの動きというか、そういったものを決めた、持ち場を明確にした、そういった組織をしっかりとつくっていただきたいと思います。

このいじめにつきましても、災害と同じで、いつ起こるかわからない、どこで起こるかわからないというようなことですので、その防止のために、予防のために、防ぐために、また、何か起こったときにはすぐに対応ができるためにという体制づくりっていうのは、重要なことであると思います。

先ほど、先生方の負担の大きさということについて少し触れましたけれども、こういった先生方のいじめに対する取り組み、大変重要でございますが、学校はもちろん、この問題だけでなく、大きな問題も抱えておって、先生方の業務っていうのは大変重いもの、過重なものになっていると私は思っています。

学童保育、それから学習支援という放課後の施策につきましても、子どもたちがこういったところで、学校の授業の中ではなくて、みずから発散をする、こういったような場面っていうのも多く見られると思います。

この、先ほど言いました、教師であるとか、専門職であるとか、そういった方たちの中に、この学童保育の指導員であったり、学習支援での指導員っていうものを含んで考えたいと思うんですけど、その辺については、いかがでございましょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） いじめの兆候、あるいは発生、いろいろな段階があると思うんです。友達同士のいさかいであったり、先ほど例に挙げられましたけれども、新しくその教室に入ってきた子どもたちにどう対応するのかということを含んでですね、放課後の学習支援員あるいは学童保育等々でも、当然目を光らせながら、目を光らせながらという言葉が適当なのかどうかわかりませんが、そうした状況に気づけるような体制もとらせていただいているところでございますし、何か異変があれば、直接その学童保育ではなくてですね、その明るる日に学校に戻った段階で担任に申し出るといったケースもございます。友達を通じて担任の耳に入るといったケースもございます。その中で、例えば学童保育で起こった事象について、その子どもたちを、学童保育も教育委員会の所管でございますので、適切な対応をとるようには、体制にはなっているというふうに考えてございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。何か、質問がよくわかりにくかったか

もしれませんが、しっかり答えていただきまして、ありがとうございます。

学校現場であらゆる場面で子どもたちの小さな変化に気づく、また、訴えに対してすぐに対応ができるという体制づくりというものについては十分に組み込んでいただきたいと思います。

先ほど述べましたように、県の動向を見ながらですけれども、各学校、自治体に対して、相談体制であったりとか、さまざまな、しなければならない部分、制定しなければならないところとかは前向きに対処していただきたいと思います。

この数々の事業を行うに対しましては、まず、専門職であったりとか、スクールカウンセラーの派遣であったりとか、さまざまな面で費用がかかることとございます。このいじめのことにつきましては、この法律の中でも10条に定められているところで、財政的なことについて触れられています。この、国及び地方公共団体は、いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとするという項目がございます。

私たち住民が自分が住んでいる自治体に期待するもの、これは、県や国の定めた施策を実際に自治体がいかに生かすか、そういうことではないでしょうか。法の制定であったり、県の条例であったりというものをどういうふうに見て、またそれを膨らませて、時には県や国への要望を行うなど、行政としての力の発揮どころ、やる気が見えるということが、この住民が望んでいる自治体へのものではないでしょうか。そういう点では、しっかりと県、国への要望も含めまして、行政、議会一緒になって、より、このいじめの防止、進んでいくように、一緒に頑張っていきたいものと思います。

先ほど紹介いたしました24年の教育長の回答の中にあります一文を紹介いたします。私のこの部分での質問を終わりたいと思います。

先ほどの続きでございますが、児童生徒のいじめサインを見逃さないことが重要であります。本町は独自に平成21年度から進めております30人学級編制も、今年度では小学校では1年生から4年生、中学校では1、2年に拡大して実施をしてきておりますが、この30人学級編制によりまして、教師が子ども一人ひとりに向き合う時間をより多く確保できることから、子どもたちの様子を十分にうかがうことができるという効果があるというふうにも考えておりますと、ここで教育長が述べておいでです。

この質問を終わります。

すみません。じゃあ、2点目の、入学前に補助を実施する就学援助金の新入学の準備金についての質問をさせていただきます。

この問題は国会でも取り上げられておりました、今、この12月議会または9月の議会などで、全国で実施を検討をする、実際に実施をする市町村がふえております。斑鳩町の議会でも、一般質問、以前にも取り上げられたことがございます。

国は、子どもの貧困対策の推進に関する法律を2014年1月に施行して、同年の8月には子どもの貧困対策に関する大綱を策定をいたしました。この大綱の中では、就学援助の適切な運用、きめ細やかな広報等の取り組みを促し、各市町村における就学援助の活用、充実を図ることと述べています。

文科省は、平成27年8月24日に出しました平成27年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理についてという通知、これは、県の教育委員会から各市町村にもこの通知は送られているので、ご存じのことと思います。この通知の中で、要保護者への支給は年度の当初から開始をし、各費用について児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分配慮すること、括弧書きとして、特に新入学児童生徒学用品等と述べております。

今、各地の自治体でも、先ほど言いましたように、この新入学時に対する準備金については3月の間に支給をするという動きが強まり、お隣の王寺町では実施されるということはおもう衆知のところでございます。

この導入についての見解をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、質問議員さんが紹介をいただきました要保護児童生徒へのいろいろ要件、紹介をいただきましたが、町の事業として行っておりますのは、要保護児童と、それと準要保護児童生徒というものがございます。そのうち、いわゆる生活保護世帯につきましては、いわゆる要保護児童生徒というくくりでほぼ間違いないというように思いますが、その要保護児童生徒につきましてはですね、生活保護費の中でそうした対応もしております、入学前の、新入学の児童生徒学用品費につきましては、その要保護児童生徒については、毎年3月の定例支給日に支給をされているといったことでご理解を賜りたいというふうに思います。

今、質問議員さんがおっしゃっているのは、準要保護児童生徒のことだというふうにと理解をさせていただきまして答弁をさせていただきますが、この準要保護児童生徒への新入学児童生徒学用品費支給につきましては、さきの議会の一般質問にも答弁をさせていただいておりますように、この援助事業の第1回目の支給が9月となっております。これはなぜかと申しますと、当該年度分の所得等につきましては毎年6月に確定をする

ということになりますので、その課税額の情報によりまして、7月の月上旬に就学援助についての決定を行い、その後、第1回目の支給額等を決定し、支払処理を行っていくということによるものでございます。

入学前に支給を行おうとすると、一旦暫定的に就学援助の決定を行い、新入学児童生徒学用品費を支給することとなります。そして、その当該年度の所得等が確定した後に就学援助の、今度は本決定ということになりますが、その中でですね、その過程において所得要件に該当しなかった場合も出てくる可能性は当然ございます。それと、入学前にそういった仮の決定を行った中で、当町の町立の小中学校には、転出等ですね、入学されない場合も出てきます。そうした場合は、一旦支給をいたしましたその新入学の学用品費のお金を返還していただく必要も出てこようかというふうに考えています。

このようないろいろな課題もございますことから、今現在実施しております支給方法が適切ではないのかなというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 繰り返し同じ回答、ありがとうございます。

先ほどの事務連絡、国から県の教育委員会、そして県からまた市町村の教育委員会に、この事務処理についての通知がございました。その中で触れているのは、今、ネックとなっている、一番最初の保護者の方の収入の年度というところが確定をしてからの保護に値するかどうか、値というか、該当するかどうかということ判断をするから遅くなるという、その一番ネックのところ譲れなかったら、今のご回答から発展することはないと思いますが、先ほどの文書の中にですけれども、準要保護者に対する就学援助については国の取り組みの趣旨を理解した上で適切にご判断いただくことを周知というふうにあります。生活保護においては必要な時期に、3月に支給がされていると。それに準じてこの支給を可能とするためには、先ほど言いました、基準となるところの手続きの一番初めの段階の保護者の収入の年度というところがネックであると思います。今現在実施している市町村については、そこを工夫をして、そして前年度による収入によって予定されている入学児童について補助を行うという取り組みをされています。そこをするのか、しないのかというのは、それこそ町の示す姿勢そのものであると思います。

そのことについての見解を、お願いをいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今ご紹介のようにですね、例えば王寺町ではそういった前々年

度の所得によって判断をされているといった状況もあるというふうには聞き及んではお
りますけれども、やはり直近の所得状況で判断することが一番適切であろうというよう
には現在のところ考えてございますので、今現在のところ、そうした前々年度の所得をも
とにするといったことについては考えてはございませんので、ご理解を賜りたいと思
います。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 繰り返し同じ回答をいただいておりますけれども、先ほど述べ
ましたように、今、全国で、子どもの貧困、また若い世代の貧困状態が増加をしている。
それは子どもや個人の親の責任ではなく、今、社会情勢が大きくそうなりつつある中で
起こっている現象の1つです。入学前に準備が整わなかったために入学式を欠席をした、
行かなかったという、本当に痛ましいというか、悲しい報告もございます。

斑鳩町でのこの該当する方っていうのは、小学校入学、中学校入学についての人数を、
概算でもいいですので、お知らせください。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 平成の27年度で申しあげますが、小学校では該当が25名、
中学校でも同じ25名となっております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。小学校が25人、中学校が25人とい
うことでございます。斑鳩町での財政規模から言いますと、この合計の50人の方への
補助につきましては、大きな金額ではないと私は思います。それも、6月、7月、8月
に支給するのではなく、繰り上げての3月での支給っていうことでございましたら、そ
のところでは何かのトラブルでその実施ができなかったっていうリスクについては、大変
少ないものと考えております。斑鳩町の中で本当に困っておられる若い世代の方、新入
の小学生、新入の中学生、夢多くして新しい学校に行こうとする、その子どもたちに対
して行う施策としては、斑鳩町の持っている力をもってすれば容易にできることだと私
は感じております。

ぜひともこの入学前の支給について、今後、前向きに検討するというご回答をいただ
きたいんですが、いかがでございましょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 再三、何度も申しわけないんですが、今現在のところ、この現
状は適切であろうと考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） わかりました。今後とも、現状がベストであるということですが、教育長も、月日がたつと見解も変わってくる部分もあるかと思imasuので、その辺は期待をいたしまして、このことについての質問を終わりにいたします。

続きまして、3点目の質問をさせていただきます。3問目の質問は、原付につけますオリジナルナンバープレートについての質問でございます。斑鳩町のイメージデザインプレート実施について、お伺いしたいと思います。

ご当地ナンバーの導入につきましては、前々から議会でも取り上げられていることがございましたが、私が存じていますのは、平成24年の6月の総務常任委員会の中で、このことについて触れた議員がございました。そのときの回答について、今、それが適用されるのかどうかという事は別にいたしまして、まず、ご当地ナンバープレートの導入について、どのようにお考えか聞きたいと思imasu。お願いします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 質問者もおっしゃいましたように、平成24年6月、総務常任委員会でご質問をいただいて、お答えをいたしております。

本町におきましても、オリジナルナンバープレートの導入については、いろいろと考えをさせてはいただきましたけれども、いわゆるオリジナルナンバープレートの導入によります効果が不確かなこと、あるいは、それなりの費用がかかってくるということを含めまして、いろいろな課題があるというふうに思っておりますことから、現在のところ、導入をするという考えには至っていない状況で、これは24年とは変わってはございません。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 現在のところというか、24年から変わらず導入のこと、気持ちはないというご回答でございました。

ほん隣の三郷町では、このたび、オリジナルプレートのデザインが決定をし、実施されることとなっています。全国では、大変たくさんの市町村がオリジナルのプレートを導入をされている。人口の多いところも、また小さな町についても、実施がされております。三郷町だけでなく、奈良県で早く取り入れた大和郡山市は特産の金魚のデザインである。こういったそれぞれの市町村の特徴あるデザインということでございます。

自動車のナンバープレートについては国が定めておりますけれども、原付のナンバーについては、それぞれの市町村が好きなデザイン、形も長方形でなく、ほかの形でも構

わないというふうにされておりました、なかなか違う形というところはないですけども、図柄については、大変凝ったものもございます。自分の住んでいる町が誇れるもの、斑鳩町は大変たくさんございます。特に、観光であったり、景観であったりとかいうのは、この古くからの町並み、そういったものに住民の方々は大変誇りを持っていらっしゃいます。だから、無機質な白い生地、文字だけって、数字だけとか文字だけっていう、そういったものでなく、そこに斑鳩町のよいもの、誇れるもの、そういったものをデザインをしたナンバープレートというものがあるならば、住民の皆さんの気持ちというのも大変高まる、楽しいものになると思います。

先ほど申しました三郷町の導入をするに当たっての説明の中に、三郷町は町制60周年を迎えます。斑鳩町は70周年ですが、60周年を迎えるということで、その記念にということでこの発案し、実際に導入がされたということでございます。斑鳩町も70周年を迎える、その記念すべき年に、この町独自のナンバーの導入をしていただけたらと私は希望するところです。

ちなみに、こういった図柄のナンバープレート導入についての費用についてお伺いします。いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 先ほど質問者もおっしゃいましたように、形が必ず統一したものでなくてもいいということになっております。大枠としては、全国的には、大枠の形っていうのは決まっているんですけども、そこから外れてもいいというふうになっています。そういったことから、このオリジナルプレートをつくるときにはですね、そのプレートの加工の仕方、あるいはプレートの形状、形、さらにはその発注枚数によって、やはり金額というものは変わってまいります。

今、ご紹介いただいております三郷町の状況を確認をさせていただきますと、1,000枚発注をされまして、1枚当たりの単価がおおよそ530円かかっているということでございます。

本町のその無地のナンバーを今つくっておりますのは、直近でつくりましたのは、平成27年9月に作成をいたしておまして、おおよそ600枚をつくって、1枚当たりの単価は124円、ちょっと端数が出ますけれども、124円でございます。

従いまして、発注枚数等々もございまして、先ほども言いましたが、形状もありますけれども、三郷町さんとの単純な比較で申しますと、約4倍、費用がかかるということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 三郷町では1,000枚の発注で530円ということですが、現在、斑鳩町内で、三郷町もそうですけど、人口からすると、原付の台数っていうのは何千台もというわけではないと思いますが、新規の分も含めまして、この取り入れている他の市町村の例にしますと、1年間の発行枚数が2桁ぐらいのところもございませう。そういった中でも、住民の皆さんに自分の地元の町、また村、そういったものを誇りに思ってもらい、楽しいプレートで走りたいということから導入をされたところもあります。

もちろん費用のことについて言いますと、そういう小さなところでされると1枚当たりの単価がふえる、これは当然でございます。私が先ほど70周年の記念にといいましたけれども、600枚という数でなくても、限定の枚数について発行をする、こういったことで全体での費用は抑えられるのではないかと思います。年間、70周年の1年間、または限定枚数に限っての発行、こういったことでしっかりと予算を組めば、これから先、ずっとこのプレートがあるのではなくて、一時的なものであってもということができると思います。

また、この制作にかかわる費用っていうものの中には、金型の制作費用っていうものも含まれるというふうに聞いておりますけれども、金型は、一旦つくと、それから後についてはこの制作費用というものは必要がないというようなことから、今、記念事業にあわせての発行というものをぜひとも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 先ほど申しあげましたが、小さい市町村で限定の枚数をつくらばつくるほど、1枚当たりの単価がどうしても高くなっていくということがございます。

本町は、年間で、新規交付、それから交換による交付、合わせて約350枚を交付はいたしておりますけれども、ただ一方で、若い方のこの原付離れというのはあるんだろうと思いますが、登録台数がやはり年々減ってきているという状況もございませう。

そういった中で、70周年限定とはいえども、やはり1枚当たりの費用が高くていくということについては、費用対効果の関係もございませうので、これは慎重に考えなければならぬことだというふうに認識をしているところでございませう。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 費用対効果ということ言えば、先ほどの124円でできていたものが、ざっと見て5倍の費用がかかるということで、それは、効果という点については目に見えないものでございますので、判断はなかなか難しいとは思いますが、何度も繰り返して言いますが、斑鳩町の町の中、原付の走っている場面ってというのは大変多く目にするものでございます。減少はしているといえ、町内の原付にお乗りの方々がこういったナンバープレートをつけている、走っているという風景は、観光においでになった方々に対しても大きな町の魅力のアピールになることだと思います。

せんだって、下水のマンホールのふたのデザイン、この大変すてきなものを見せていただきました。あれも全国に広がっていて、あれを見るために観光に訪れる方、こういった方、またはカードを集める方、そういったことで、大変観光事業に対しても貢献していると聞いております。

この原付のナンバープレートについては、それを見るためにわざわざ来るということではないかもしれませんが、斑鳩町に住んでいらっしゃる方にしか配布されないというか、受け取れないものでございますので、少しは違いますけれども、町の1つの、住民たちが本当に斑鳩町を愛している、そういった姿を無言でアピールする大変よいものであると私は感じておりますので、ぜひとも先々、このプレートにつきましてもご検討いただきたいと要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了いたしました。

明日は、午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後0時09分 散会）